

官報

号外

平成十五年五月二十八日

○第一百五十六回 参議院会議録第二十七号

平成十五年五月二十八日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十七号

平成十五年五月二十八日

午前十時開議

第一 国家公務員退職手当法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 特殊開鋸用具の所持の禁止等に関する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

第四 下請中小企業振興法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

第五 小規模企業共済法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

日程第一 国家公務員退職手当法等の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題と
いたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山
崎力君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 平成十五年五月二十八日

午前十時一分開議

○議事日程 第二十七号

平成十五年五月二十八日

午前十時開議

第一 国家公務員退職手当法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 特殊開鋸用具の所持の禁止等に関する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

第四 下請中小企業振興法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

第五 小規模企業共済法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

日程第一 国家公務員退職手当法等の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題と
いたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山
崎力君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 平成十五年五月二十八日

午前十時一分開議

○議事日程 第二十七号

平成十五年五月二十八日

午前十時開議

第一 国家公務員退職手当法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 特殊開鋸用具の所持の禁止等に関する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

第四 下請中小企業振興法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

第五 小規模企業共済法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

日程第一 国家公務員退職手当法等の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題と
いたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山
崎力君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 平成十五年五月二十八日

午前十時一分開議

○議事日程 第二十七号

平成十五年五月二十八日

午前十時開議

第一 国家公務員退職手当法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 特殊開鋸用具の所持の禁止等に関する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

第四 下請中小企業振興法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

第五 小規模企業共済法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

日程第一 国家公務員退職手当法等の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題と
いたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山
崎力君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 平成十五年五月二十八日

午前十時一分開議

○議事日程 第二十七号

平成十五年五月二十八日

午前十時開議

第一 国家公務員退職手当法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 特殊開鋸用具の所持の禁止等に関する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

第四 下請中小企業振興法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

第五 小規模企業共済法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

日程第一 国家公務員退職手当法等の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題と
いたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山
崎力君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

〔田浦直君登壇、拍手〕

○田浦直君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案は、最近におけるサービス産業の発展に伴い、役務の委託取引の公正化を図るため、情報成果物作成委託等を対象として追加するとともに、親事業者が下請事業者に対し、自己の指定する役務を強制して利用させてはならないこと等を親事業者の遵守すべき事項に追加する等の措置を講じようとするものであります。

次に、下請中小企業振興法の一部を改正する法律案は、委託を受けて情報成果物作成等を行う中小企業者を下請中小企業振興の対象として追加するとともに、下請中小企業に対する支援措置を拡充する等の措置を講じようとするものであります。

次に、小規模企業共済制度の長期的な安定を図るため、資産運用環境の変化に即応できるよう共済金額等を政令で定めるとともに、運用責任者に対して忠実な職務の遂行義務を課す等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上の三法律案を一括して議題とし、質疑を行ふとともに、下請代金法改正案については参考人から意見を聴取いたしました。

質疑の主な内容は、下請代金法の適用対象業種拡大に対する考え方、親事業者と下請事業者に関する資金基準細分化の必要性、下請中小企業振興対策の在り方、共済資産の運用改善に対する取組等でありますが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終りましたところ、自由民主党・保守新党・民主党・新緑風会、公明党・日本共産党、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)を代表して木俣理事より、下請代金法改正案に対し、発注書

面の交付時期に關する改正規定を削除することのほか、親事業者の遵守事項として下請事業者の責

めに帰すべき理由がないのに給付内容を変更することなどを追加すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入り、日本共産党を代表して緒

方委員より小規模企業共済法改正案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、まず、下請代金法改正案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目の附帯決議を行いました。

次に、下請振興法改正案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、小規模企業共済法改正案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしま

す。

○議長(倉田寛之君) まず、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本案を委員長報告とのおり修正議決することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(倉田寛之君) 「投票開始」

ます。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 「投票終了」

ます。

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしま

す。

投票総数

賛成

反対

一百二十四

一百二十四

〇

よつて、本案は全会一致をもつて委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十五分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	副議長	倉田 寛之君
大江 康弘君	山本 香苗君	森 渡辺 孝男君	
平野 達男君	高橋 紀世子君	岩本 庄太君	
島袋 宗康君	森下 博之君	加藤 修一君	
荒木 清寛君	高野 博士君	中島 啓雄君	
松 あきら君	森下 仁君	広野 大三郎君	
木村 貞夫君	平野 貞夫君	福本 潤一君	
平野 貞夫君	弘友 和夫君	山下 栄一君	
木村 仁君	山口那津男君	佐々木知子君	
鶴保 康介君	鶴保 康介君	田村 秀昭君	
松岡満壽男君	松岡満壽男君	魚住裕一郎君	
森本 晃司君	森本 健太郎君	山本 保君	
木庭健太郎君	山崎 正昭君	入澤 肇君	
白浜 一良君	田名部匡省君	日笠 勝之君	
草川 昭三君	統 訓弘君	風間 祥君	
田村耕太郎君	白浜 一良君	泉 信也君	
佐藤 昭郎君	渡辺 秀央君	西岡 武夫君	
日出 英輔君	浜四津敏子君	鶴岡 洋君	
柏村 武昭君	浜田卓一郎君	阿南 一成君	
恒雄君	吉田 岸宏君	吉田 一保君	
森元 政司君	博美君		

官 報 (号 外)

平成十五年五月二十八日

參議院會議錄第二十七號

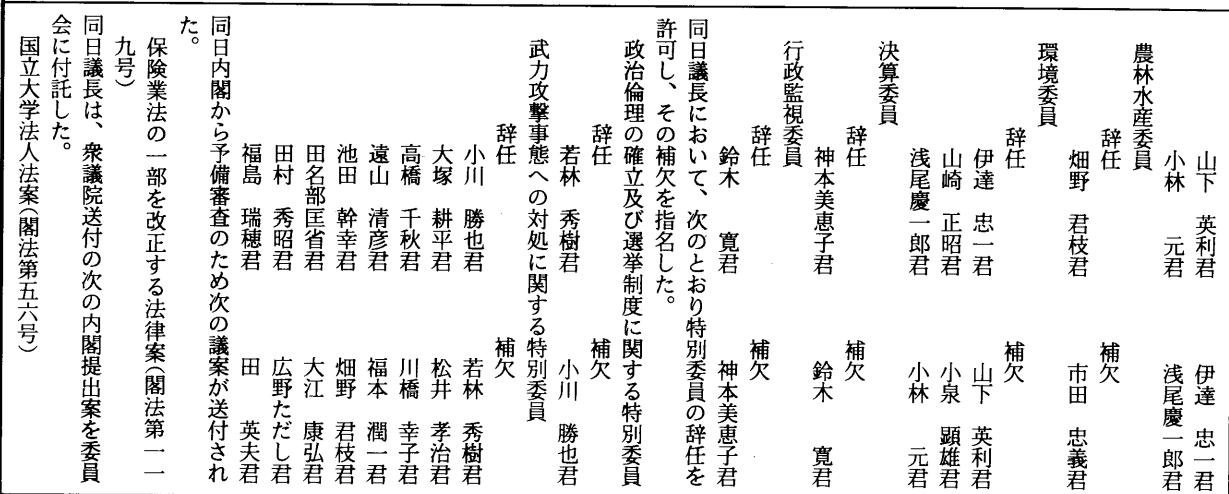
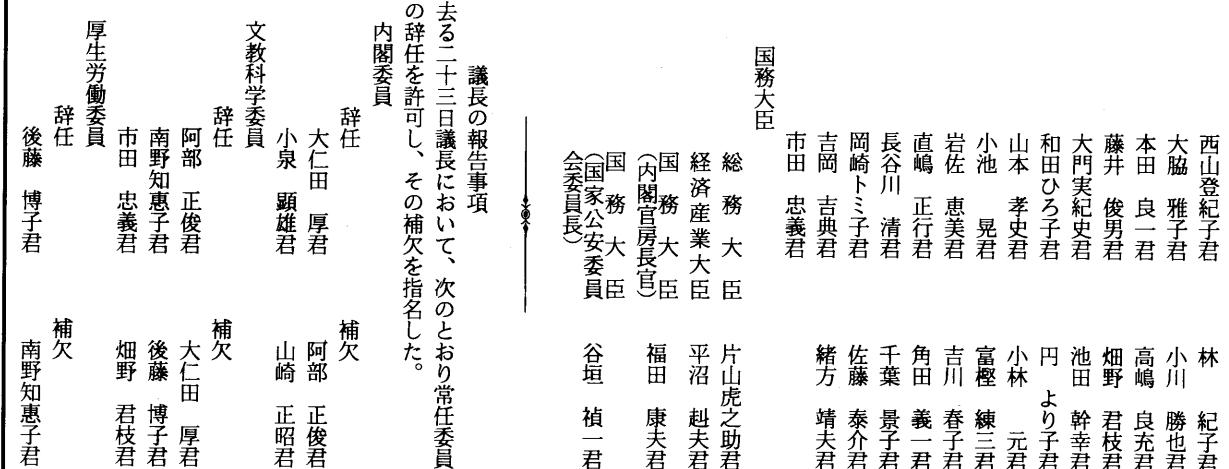
議長の報告事項

舛添	要君	愛知	加治屋義人君
斎藤	滋宣君	郎治郎君	
有馬	朗人君		
大野	つや子君		
山下	英利君		
岩井	金田	國臣君	
金田	勝年君	阿部	
南野	知恵子君	上野	
野		太田	
岡田	鴻池	尾辻	
森田	宮崎	秀久君	
内	若林	豊秋君	
山内	閑谷	正俊君	
小斎平敏文君	青木	祥肇君	
剛君	森田	秀樹君	
野上浩太郎君	岡田	直紀君	
西田	中川	勝嗣君	
保坂	山崎	雄基君	
橋本	常田	次夫君	
鈴木	山崎	俊夫君	
吉宏君	中川	義雄君	
安君	達雄君	雅史君	
	芳正君	力君	
	享詳君	政二君	
	聖子君		
	三藏君		

有村	治子君
大仁田	厚君
小泉	顯雄君
加納	時男君
市川	一朗君
岩永	浩美君
仲道	俊哉君
景山俊太郎君	
中島	真人君
北岡	秀二君
溝手	顯正君
加藤	紀文君
吉村剛太郎君	
松谷蒼一郎君	
片山虎之助君	
月原	茂皓君
清水嘉与子君	
大島	慶久君
久世	公堯君
森山	裕君
岩城	光英君
福島啓史郎君	
西銘順志郎君	
西川きよし君	
世耕	弘成君
後藤	博子君
小林	溫君
武見	敬三君
中原	善彦君
国井	正幸君
谷川	公平君
龜井	郁夫君
野間	秀善君
佐藤	爽君
龍二君	
泰三君	
赴君	

魚住　汎英君
竹山　裕君
中曾根弘文君
山東　昭子君
黒岩　宇洋君
沓掛　新君
桜井　哲男君
中島　章夫君
大塚　敦夫君
中村　千秋君
木村　耕平君
鈴木　寛君
高橋　一大君
山本　神本美恵子君
齋藤　佐藤
小川　朝日
郡司　福山
福山　敏夫君
福山　哲郎君
斎藤　俊弘君
佐藤　道夫君
江田　彭君
江田　勤君
廣中和歌子君
井上　孟紀君
斎藤　幸子君
川橋　滿治君
江本　清子君
小泉　東君
岩本　十朗君
大田　俊君
福島　孟君
池口　滿治君
八田　五郎君
八田　修次君
羽田　昌秀君
羽田　瑞穂君
尾慶　郎君
羽田　一郎君

河本真鍋陣内松田野沢上杉
岩太君孝雄賢二君
太三君光弘君
信田榛葉賀津也君
邦雄君
絹子君
泰弘君
幸男君
孝治君
直君
博之君
昭君
健二君
徳君
一水君
利和君
稔君
正昭君
直樹君
健司君
俊美君
岳志君
征治君
智子君
英夫君
秀樹君
隆治君
辰美君
正光君
佳丈君
美代君
木俣井上
内藤大沢若林山根田又市宮本北澤山下八洲夫君
勝木篠瀬峰崎堀柳田平田今泉三浦佐藤海野佐谷段辻松井大渊
大浦田浦田浦谷田浦谷田浦辻松井大渊
信田岩太君孝雄賢二君
太三君光弘君
邦雄君
絹子君
泰弘君
幸男君
孝治君
直君
博之君
昭君
健二君
徳君
一水君
利和君
稔君
正昭君
直樹君
健司君
俊美君
岳志君
征治君
智子君
英夫君
秀樹君
隆治君
辰美君
正光君
佳丈君
美代君



官 報 (号外)

総務委員 辞任 勝木 健司君	辻 泰弘君	辻 泰弘君	
財政金融委員 辻 泰弘君	辻 泰弘君	辻 泰弘君	
経済産業委員 片山虎之助君	岡田 広君	岡田 広君	
予算委員 福島 瑞穂君	大脇 雅子君	大脇 雅子君	
武力攻撃事態への対処に関する特別委員 大塚 耕平君	小川 勝也君	小川 勝也君	
個人情報の保護に関する特別委員 大塚 耕平君	大塚 耕平君	大塚 耕平君	
内閣委員会 理事 阿部 正俊君	小川 勝也君	小川 勝也君	
厚生労働委員会 理事 浅尾慶一郎君	大塚 耕平君	大塚 耕平君	
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案(閣法第四八号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八九号) 正する法律案(閣法第八九号)	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 小川 勝也君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案(閣法第七九号) 公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一一五号) 経済産業委員会に付託 に関する特別委員会に付託 同日次の議案は、発議者から撤回の申出があり、 経済産業委員会においてこれを許可した。 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(木俣佳丈君外三名発議)(第百五十四回国会参第五号) 同日次の議案は、発議者から撤回の申出があり、 委員会においてこれを許可した旨衆議院に通知した。 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会 木俣佳丈君外三名発議) 同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。 航空法の一部を改正する法律案(第百五十三回国会、細川律夫君外一名提出) 同日委員長から次の報告書が提出された。 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(閣法第一九号)審査報告書 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(閣法第六五号)審査報告書 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)審査報告書 特殊開鋸用具の所持の禁止等に関する法律案 民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外九名発議)(参第一四号) 同日衆議院から次の議案が提出された。 民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外九名発議)(参第一四号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八九号) 正する法律案(閣法第八九号)	同日衆議院から、次の答弁書を受領した。 内閣提出案を受領した。 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案(閣法第九九号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案(閣法第七九号) 公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一一五号) 経済産業委員会に付託 に関する特別委員会に付託 同日次の議案は、発議者から撤回の申出があり、 経済産業委員会においてこれを許可した。 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(木俣佳丈君外三名発議)(第百五十四回国会参第五号) 同日次の議案は、発議者から撤回の申出があり、 委員会においてこれを許可した旨衆議院に通知した。 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会 木俣佳丈君外三名発議) 同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。 航空法の一部を改正する法律案(第百五十三回国会、細川律夫君外一名提出) 同日委員長から次の報告書が提出された。 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(閣法第一九号)審査報告書 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(閣法第六五号)審査報告書 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)審査報告書 特殊開鋸用具の所持の禁止等に関する法律案 民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外九名発議)(参第一四号) 同日衆議院から次の議案が提出された。 民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外九名発議)(参第一四号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八九号) 正する法律案(閣法第八九号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。 埋工事資材に関する質問に対する答弁書(第二一号) 同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期間までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 参議院議員谷博之君提出ロシア連邦のサハリンII石油・天然ガス開発事業と我が国の油防除体制に関する質問(第十七号)(答弁することができる期限 八月六日) 同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び平成十五年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。	同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び平成十五年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。	同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び平成十五年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。	
同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び平成十五年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。	同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び平成十五年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。	同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び平成十五年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。	
附帯決議 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。 一、退職手当制度及び支給水準の見直しに関しては、退職手当の水準は官民の均衡が基本であるとの認識の下、その検討を行うとともに、関係職員団体等と交渉・協議し理解を得るよう最大限努力すること。 二、退職手当の官民比較における調査の重要性にかんがみ、その法令上の位置付け、調査の方法等について必要な検討を行うこと。 右決議する。	附帯決議 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。 一、退職手当制度及び支給水準の見直しに関しては、退職手当の水準は官民の均衡が基本であるとの認識の下、その検討を行うとともに、関係職員団体等と交渉・協議し理解を得るよう最大限努力すること。 二、退職手当の官民比較における調査の重要性にかんがみ、その法令上の位置付け、調査の方法等について必要な検討を行うこと。 右決議する。	附帯決議 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。 一、退職手当制度及び支給水準の見直しに関しては、退職手当の水準は官民の均衡が基本であるとの認識の下、その検討を行うとともに、関係職員団体等と交渉・協議し理解を得るよう最大限努力すること。 二、退職手当の官民比較における調査の重要性にかんがみ、その法令上の位置付け、調査の方法等について必要な検討を行うこと。 右決議する。	
なお、別紙の附帯決議を行った。	一、費用 本法施行に伴う平成十五年度の一般会計及び特別会計の歳出節減額は、百八十九億円と見込まれている。	一、費用 本法施行に伴う平成十五年度の一般会計及び特別会計の歳出節減額は、百八十九億円と見込まれている。	

におけるその者の俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表九号俸の額に相当する額以上である者その他」を、「一年につき」の下に「当該俸給月額に応じて」を加える。

第七条の二の見出し中「公庫等から復帰した職員等」を「公庫等職員として在職した後引き続いて職員となつた者」に改め、同条第一項中「設立された法人」の下に「(特定独立行政法人及び日本郵政公社を除く。)」を加え、同条第三項中「これを削り、同条の次に次の一条を加える。

(独立行政法人等役員として在職した後引き続いて職員となつた者に対する退職手当に係る特例)

第七条の三 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「独立行政法人等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 独立行政法人等役員が、独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職

し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の独立行政法人等役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における独立行政法人等役員としての在職期間の計算については、第七条(第五項を除く。)の規定を準用するほか、政令で定める。

4 職員が第一項の規定に該当する退職をして、かつ、引き続いて独立行政法人等役員となつた場合又は第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて独立行政法人等役員となつた場合には、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

附則第二十一項中「第六条の規定にかわらず」を削り、「百分の百十」を「百分の百四」に改め、附則第二十一項中「三十五年を超えて三十年以下」を「三十六年」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四八年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第六条」を「第五条の二」に、「百分の百十」を「百分の百四」に改め、附則第六項中「三十五年を超えて三十六年以下」を「三十六年」に改め、附則第七項中「第五条から第六条まで及び」を「第五条及び第六条まで」とする。

4 当分の間、四十四年を超える期間勤続して退職した者で国家公務員退職手当法第四条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかるわらず、その者が同法第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同法附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

1 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項中「国家公務員退職手当法第五条の二及び第七条の二の改正規定並びに同条の次に

一条を加える改正規定並びに附則第五項から第七項までの規定 公布の日から起算して二ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日

2 附則第四項の規定 平成十六年十月一日
(経過措置)

3 平成十五年十月一日から平成十六年九月三十日までの間ににおける第一条の規定による改正後

の国家公務員退職手当法附則第二十一項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第六条の規定にかかるわらず」と、「百分の百四」とあるのは「百分の百七」とする。

4 平成十五年十月一日から平成十六年九月三十日までの間ににおける第二条の規定による改正後

の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律附則第五項(同法附則第六項又は第七項において例による場合を含む。)及び同法附則第六項の規定の適用については、同法附則第五項中「第五条の二」とあるのは「第六条」と、「百分の百四」とあるのは「百分の百七」と、同法附則第六項中「三十六年」とあるのは「三十五年を超えて三十年以下」と、同法附則第七項中「第五条から第六条まで及び」を「第五条から第六条まで」とする。

5 当分の間、四十四年を超える期間勤続して退

職した者で国家公務員退職手当法第四条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかるわらず、その者が同法第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同法附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額とする。

6 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関必要な経過措置は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

7 地方公務員等共済組合法の一部を改正する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項中「国家公務員共済組合法(昭和三十七年法律第百二十四条の二第一項中「任命権者又は」を「任命権者若しくは」に、「又は地方公共団体の

次に次のように加える。

項目第一百四十四条第一

任命権者又は 又は地方公共団体の事務又は	任命権者若しくは 若しくは地方公共団体の事務若しく
退職した場合(政令で定める場合を除く。)	退職した場合(政令で定める場合を除く。)又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いだ同条に規定する公庫法人その他特別の法律により設立された事業と密接な関連を有するもの(以下「特定公庫」)の役員(常時勤務に服する者を除く。以下「特定公庫等役員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)
当該公庫等職員	当該公庫等職員又は特定公庫等役員(公庫等職員)
公庫等の負担金	公庫等又は特定公庫等の負担金
とあるのは「公庫等」	とあるのは「公庫等又は特定公庫等」
公庫等職員	公庫等職員又は特定公庫等役員
これら他の公庫等職員	これら他の公庫等職員又は特定公庫等役員
項目第一百四十四条第二	項目第一百四十四条第三
項目第一百四十四条第三	含む。)

審査報告書	一、委員会の決定の理由 本法律案は、建物に侵入して行われる犯罪の防止に資するため、正当な理由のない特殊開錠用具の所持等を禁止するほか、指定建物錠の防犯性能に関する表示制度を新設し、その他特殊開錠用具等を用いて建物に侵入する行為の防止は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
参議院議長 倉田 寛之殿 内閣委員長 小川 敏夫	平成十五年五月二十七日
参議院議長 倉田 寛之殿 衆議院議長 綿貫 民輔	平成十五年五月二十二日

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案	
第一章 総則(第一条・第二条)	第一条 この法律は、特殊開錠用具の所持等を禁止するとともに、特定侵入行為の防止対策を推進することにより、建物に侵入して行われる犯罪の防止に資することを目的とする。(定義)
第二章 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
第三章 特定侵入行為の防止対策の推進(第五条・第十四条)	一 建物錠 住宅の玄関その他建物の出入口の戸の施錠の用に供する目的で製作される錠をいう。
第四章 雜則(第十二条・第十四条)	二 特殊開錠用具 ピッキング用具(錠に用いられるシリンドラーをかぎを用いることなく、かつ、破壊することなく回転させるための器具をいう。)その他の専ら特殊開錠(施錠された状態にある錠を本来の方法によらないで開くことをいう。以下同じ。)を行うための器具であって、建物錠を開くことに用いられるものとして政令で定めるものをいう。
第五章 罰則(第十五条・第十九条)	三 指定侵入工具 ドライバー、バールその他(工具(特殊開錠用具に該当するものを除く。)であって、建物錠を破壊するため又は建物の出入口若しくは窓の戸を破るために用いられるもののうち、建物への侵入の用に供されるおそれが大きいものとして政令で定める

な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意すべきである。

一、特殊開錠用具の所持及び指定侵入工具の携帯の禁止に係る規定については、明確な基準に従った適正な運用を確保し、いやしくも人権を不当に侵害しないようにしてこと。

二、住宅等侵入犯罪が凶暴化、組織化、巧妙化及び全国に拡散するなど、ますます深刻化し、国民の不安を増大させている実態を踏まえ、捜査体制の充実を図るとともに、関係国等との一層の協力に努めること。

三、総合的かつ効果的な防犯対策のため、国民への防犯に関する情報の提供等を積極的に行うほか、関係団体等との連携・協力を強化すること。

四、本法に基づく政令、規則等の制定に当たっては、幅広く国民の意見を聞き、反映させるよう努めること。

五、本法の施行状況を踏まえ、特殊開錠用具の販売等の規制及び錠取扱業者の信頼性の確保の在り方について検討すること。

右決議する。

ものをいう。

四 特定侵入行為 特殊開錠用具又は指定侵入工具(以下「特殊開錠用具等」という。)を用いて建物に侵入する行為をいう。

第二章 特殊開錠用具の所持等の禁止

(特殊開錠用具の所持の禁止)

第三条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、特殊開錠用具を所持してはならない。

(指定侵入工具の携帯の禁止)

第四条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、指定侵入工具を隠して携帯してはならない。

特定侵入行為の防止対策の推進

(国及び地方公共団体の施策)

第五条 国及び地方公共団体は、建物錠、建物の出入口若しくは窓の戸又はこれらの部品以下「建物錠等」という。の防犯性能(特定侵入行為を防止するため必要とされる性能をいう。以下同じ。)の向上の促進、特定侵入行為の防止に関する啓発及び知識の普及その他の特定侵入行為の防止を図るため、必要な助言、指導をすべきである。

(建物錠等の防犯性能の向上)

第六条 建物錠等の製造又は輸入を業とする者は、その製造し、又は輸入する建物錠等の防犯性能の向上に努めなければならない。

2 国家公安委員会は、建物錠等の製造又は輸入を業とする者から、その製造し、又は輸入する建物錠等の防犯性能を向上させるため、援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるとときは、その者に対し、当該建物錠等に係る特定侵入行為の手口に関する情報の提供、助言、指導その他の必要な援助を行うものとする。

(指定建物錠の防犯性能の表示)

第七条 国家公安委員会は、建物錠(その部品を含む。以下同じ。)のうち、防犯性能の向上を図る。

その旨を公表することができる。

(錠取扱業者の責務)

第十一条 建物錠の販売、取付け及び特殊開錠を行う営業を営む者(以下「錠取扱業者」という。)は、建物錠を販売する相手方に對して当該建物錠の防犯性能を正確に説明するとともに、顧客の依頼に応じて建物錠の特殊開錠を行うときは、その者の氏名及び住所を確認するよう努めなければならない。

(表示に関する勧告及び命令)

第八条 国家公安委員会は、製造業者等が指定建物錠について前条の規定により告示されたところに従つて防犯性能に関する表示をしていないと認めるときは、当該製造業者等に對し、その告示されたところに従つて防犯性能に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

(表示の方法その他の防犯性能の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項)

二 表示の方法その他の防犯性能の表示に際して

表示されるべき事項

(報告及び立入検査)

第十二条 国家公安委員会は、第八条の規定の施行に必要な限度において、製造業者等に対し、指定建物錠に係る業務の状況に關し報告させ、

又は警察庁の職員に、製造業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、指定建物錠、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(緊急時の措置)

2 第九条 国家公安委員会は、特定の建物錠の特性を利用した特殊開錠を行う手口による建物への侵入が急増するおそれがあると認める場合において、当該侵入の防止を図るために緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該建物錠の製造又は輸入を業とする者に対し、同条第一項の建物錠に係る業務の状況に關し報告させることができる。

(報告及び立入検査)

第十六条 第三条又は第四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項の規定による報告をせず、

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によることとすることができる。

二 第十二条第二項の規定による報告をせず、

又は虚偽の報告をした者

(経過措置)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条、第八条、第十二条

判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第五章 罰則

第十五条 業務その他正当な理由によることなく所持することの情を知つて特殊開錠用具を販売し、又は授与した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(錠取扱業者の団体への援助)

第十六条 第十三条又は第四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項の規定による報告をせず、

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によることとすることができる。

二 第十二条第二項の規定による報告をせず、

又は虚偽の報告をした者

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第七条、第八条、第十二条

官報(号外)

(第二項を除く)、第十七条、第十八条第一号に係る部分に限る)及び第十九条(第十七条及び第十八条第一号に係る部分に限る)の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)
第二条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第九号の二中又は盜犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)の罪を、盜犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)の罪又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成十五年法律第十五号)第十五条若しくは第十六条の罪に改める。

第二十四条第四号の二中又は盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪を、盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪に改める。

(検討)

第三条 政府は、第七条及び第八条の規定の施行後五年を経過した場合において、第七条及び第八条の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する
法律案
右は全会一致をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年五月二十七日

参議院議長 倉田 寛之殿 田浦 直

平成十五年五月二十八日 参議院会議録第二十七号 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

第三条の改正規定中『「直ちに」を「遅滞なく」に改める』を改め、同項に次のたなし書を加えるに改め、同改正規定に次のように加える。

ただし、これらの事項のうちその内容が定められては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

第四条の改正規定中「同項に次の一号」を「同項第一号中「責」を「責め」に改め、同項に次の二号」に改め、第三号の次に次の一号を加える。

四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に給付をやり直させること。

附則第四条中「及び」を「並びに」に改め、「第二項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

一 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近におけるサービス産業の発展等にかんがみ、プログラムの作成等業務の委託に係る下請取引を下請代金支払遅延等防止法の対象として追加する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認めるが、書面の交付時期に関する改正規定の削除、下請事業者の責めに帰すべき理由のない給付内容の変更等親事業者の遵守事項の追加等についての修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 親事業者と下請事業者を画する資本金基準等の在り方については、事業者間の委託取引の実態把握を踏まえ、状況に合わせ検討すること。

二 プログラム制御機器のプログラムの作成委託が情報成果物作成委託に含まれることを、公正取引委員会の下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準等において明確にすること。

三 物品の製造のために使用され、製造する物品と密接不可欠な関連性があり、転用可能性がない特殊工具等の製造委託については、その実態の把握に努め、金型の製造委託と同様の状況があると認められる場合には下請代金支払遅延等防止法の対象とすることについて検討すること。

四 下請取引の公正及び下請事業者の利益の保護をより一層促進する観点から、五年以内に情報成果物作成委託及び役務提供委託に係る本法の施行状況を勘案し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

五 本法の円滑かつ実効性のある運用を図るために、下請取引検査官等、執行体制の強化を図ること。

右決議する。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する
法律案
右は国会に提出する。

平成十五年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

附帯決議
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律
第一条第一項第一号の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「原材料又は」を「原材料若しくはこれらの中の製造に用いる金型又は」に、「又はその半製品」を「若しくはその半製品」に、「附属品若しくは原材料の製造」を「附属品若しくは原材料又はこれらの中の製造に用いる金型の製造」に改め、同条第一項中「物品の修理の行為」の下に「の全部又は一部」を加え、同条第八項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、「給付」の下に「(役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。)」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に、「製造又は修理の行為」を「製造、修理、作成又は提供の行為」に、「第二項第一号又は第二号」を「第七項第一号又は第二号」に、「場合を」を「場合及び第七項第三号又は第四号に該当する者がそれ前項第三号又は第四号に該当する者に対し情報を作成する行為」に、「第七項第一号又は第二号」を「に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、同項に次の二号を加える。

三 個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四 個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

第一条第四項を同条第八項とする。

第二条第三項第一号中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等(情報成果物作成委託及び役務提供

委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。」に改め、同項第一号中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、同項に次の二号を加える。

う。)の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。)をいう。
この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託等をいう。
この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

等に改め、「受領」の下に「役務提供委託をした場合にあつては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施」を加える。

第七条の見出しを「勧告」に改め、同条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「やめるべきこと」の下に「その他必要な措置をとるべき」とを加え、同条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「やめるべきこと」の下に「その他の必要な措置をとるべき」とを加える。

(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一 プログラム(電子計算機に対する指令)であつて、一の結果を得ることができるように組み立てる手順。

二 映画、放送番組その他影像又は音声その他
み合われたものをいう

の音響により構成されるもの

三 文字 図形若しくは語号若しくはこれら
結合又はこれらと色彩との結合により構成さ

四 前三号に掲げるのつまが、二れ二うに頃十
れるもの

四 前二号に掲げるもののほか これらに類するもので政令で定めるもの

第二条の二第一項中「受領した日」の下に「(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受け

た役務の提供をした日。次項において同じ。)」を

第三条第一項中「製造委託又は修理委託」を「製
加える。

造委託等」に、「直ちに」を「遅滞なく」に改める。

第四条第一項中「製造委託又は修理委託」を「**製造委託等**」に改め、「次の各号」の下に「(役務提供

委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を

除く」を加え、同項第六号中「購入させる」と「購入させ、又は役務を強制して利用させるこ

と」に改め、同条第二項中「製造委託又は修理委託」に「販賣等」を加え、「各号」の二二「(販賣

「託」を「製造委託等」に改め、「名簿」の下には「役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除

く。」を加え、同項に次の二号を加える。

三　自らのためは金銭 後者その他の経済上の利益を提供させること。

第四条の二中「受領した日」の下に「(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務

の提供をした日)」を加える。

第五条中「製造委託又は修理委託」を「製造委託

第七条の見出しを「勧告」に改め、同条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「やめるべきこと」の下に「その他必要な措置をとるべき」とを加え、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「引き取るべきこと」の下に「その他必要な措置をとるべき」とを加え、同条第三項中「に」を「いずれかに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「引き取るべきこと」の下に「その他の必要な措置をとるべき」とを加え、同条第四項を削る。

第九条第一項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改める。

第十条及び第十一条中「三万円」を「五十万円」に改める。

(施行期日)

附 則

(経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十条及び第十二条の改正規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第三条 新法第三条第一項の規定は、この法律の施行後に行なった製造委託等について適用し、この法律の施行前にした新法第二条第一項の製造委託(金型の製造に係るものに限る)、同条第三項の情報成果物作成委託及び同条第四項の専務提供委託に該当するものについては、適用しない。

第四条 新法第四条第一項第六号「役務を強制して利用させることに係る部分に限る」と及び第一項第三号の規定は、この法律の施行前にした製造委託又は修理委託については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前項までに定めるもののはか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

下請中小企業振興法の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年五月二十七日

経済産業委員長 田浦 直

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近におけるサービス産業の発展等にかんがみ、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を下請中小企業振興法の対象として追加することとともに、振興事業計画に基づく事業を実施する下請事業者に対して中小企業信用保険法の特例措置等を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

官 報 (号 外)

右 下請中小企業振興法の一部を改正する法律案
国会に提出する。

国会に提出する。

内閣総理大臣 小泉純一郎

下請中小企業振興法の一部を改正する法律案
下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

十五号の一部を次のように改正する。
第一条中「近代化を」を「経営基盤の強化を」に、
「近代化して」を「改善して」に改める。

第一条第一項第一号中「次号の政令で定める業種以外の業種」を「製造業、建設業、運輸業その他」の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

会社並びに當時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(次

号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として當むもの

第二条第二項中第一号又は第二号を「次の各号のいずれか」に、「行なうもの」を行なうものに

改め、同項第一号中「行なう」を行ふに、「又は」を「若しくは」に、「の製造」を「若しくは業として行う物品の修理に必要な部品等」へは原材料の製

行・物品の修理が必要な部品若しくは樹木料の製造又はその者がその使用し若しくは消費する物品の製造を業として行う場合におけるその物品若し

くはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の「製造」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、「器具の製造」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同項に次の三号を加える。

三 その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部(前号に掲げるものを除く。)

平成十五年五月二十八日 参議院会議録第一二七号

下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

であつて、下請事業者が当該承認計画に従つて振興事業を行うのに必要な資金に係るもの（以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは、「下請中小企業振興法第八条第一項に規定する下請振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額との合計額とぞれ」とする。

2 売掛金債権担保保険の保険関係であつて、下請振興関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第十一条中「特定親事業者」を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に改める。

第十三条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十四条第一項中「二万円」を「五十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の下請中小企業振興法第八条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法の一部改正）

第三条 地方税法昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十一号中「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「同条第三項及び同条第一項」を「同項」に改める。

審査報告書

小規模企業共済法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十五年五月二十七日

経済産業委員長 田浦 直
参議院議長 倉田 寛之 殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化に対応して、小規模企業共済制度の長期的な安定を図るため、共済金額及び解約手当金額の算定方法について見直しを図るとともに、中小企業総合事業団の理事長、副理事長及び理事の業務上の余裕金の運用に係る忠実義務を新たに設ける等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 小規模企業共済制度が小規模企業者への資金供給、公的年金制度の補完等の役割を担つていることからみ、その資産運用等制度運営に係る厳格な責任を明確化するとともに、外部評価システムの導入など事業運営の一層の透明化に努めること。

二 加入者が共済制度の運営状況を的確に把握で

きるよう、徹底した情報公開を進めること。また、新たな共済契約者の勧誘においては、予定期率の変遷や法改正に伴い予定期率が政令に委ねられていることなどを十分説明するとともに、予定期率変更の可能性があることを周知徹底すること。

三 小規模企業共済制度の運営に当たっては、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

四 中小企業総合事業団における小規模企業共済制度の運用に当たっては、同事業団の独立行政法人化関連法案に対する附帯決議の趣旨を踏まえ、その適正な執行に努めること。

右決議する。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第三十条」に改める。

第九条第三項第二号イを次のように改める。

イ その掛金区分に係る掛金納付月数及び第

一項各号に掲げる事由に応じ政令で定める金額

第九条第三項第二号ロ中「おける別表の上欄に

応じ、それぞれ当該各号に」を「分割支給期間に応じ政令で」に改め、同項各号を削る。

掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる」を「第一項各号に掲げる事由が生じたものとみなしてイの規定を得られた場合に得られる」に改め、同項第一号を削り、同項第三号中「前項各号に掲げる事由が生じたものとみなしてイの規定を得られた場合に得られる」に改め、同項第二号を削り、「次号の「百分の八十を下らぬ」と削る。」を削り、「次号の「百分の八十を下らぬ」に改め、同項第一号を削り、同項第三号中「前項各号に掲げる場合」を「同項第一号の規定による場合においては、当該共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者になつたとき」に改め、同号を同項第二号とし、同条第四項中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同項第一号イを次のように改める。

4 前項第二号イの政令で定める金額は、納付された掛け金及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定期率並びに第一項各号に掲げる事由の発生の見込数及び共済契約の解除の見込数を勘案して定めるものとする。この場合において、当該金額は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

5 第二項第一号に掲げる事由により支給される金額が同項第二号及び第三号に掲げる事由により支給される金額以上である」とこと。

第九条に次の一項を加える。

6 第三項第二号イの規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合には、政令で、当該制定又は改正前に効力を生じた共済契約のうち当該制定又は改正後に第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定に関する必要な措置その他当該制定又は改正に伴う所要の経過措置を定めることができる。

第七条第四項第一号ロ中「おける別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た」を「第七条第四項各号に掲げる事由が生じたものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる」に、「第九条第四項」を「第九条第五項に改め、同号ハ中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第九条第四項前段の規定は、第三項第一号の政令で定める割合及び前項第二号イの政令で定める金額について準用する。この場合において、第三項第一号に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額は同項第二号に規定する区分解約手当金額を下回り、かつ、前項第二号イの政令で定める金額を下回るものでなければならぬ。

6 第九条第六項の規定は、第四項第一号イの規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項各号」とあるのは「第七条第四項各号」と、「共済金」とあるのは「解約手当金」と読み替えるものとする。

第十六条の二中「平成十一年法律第十九号」の下に「。以下「事業団法」という。」を加える。

第十六条の三第一項中「中小企業総合事業団法」を「事業団法」に改める。

第三章中第二十七条を第三十条とし、第二十六条を第二十九条とし、第二十五条を第二十八条とし、同条の前に次の二条を加える。

(余裕金の運用に関する基本方針等)

第二十五条 事業団は、事業団法第三十二条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する業務の余裕金(以下「小規模企業共済勘定余裕金」という。)の運用に関する事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿つて運用しなければならない。

2 前項の規定による基本方針は、この法律(これに基づく命令を含む。)その他の法令に反するものであつてはならない。

3 事業団は、次に掲げる方法により小規模企業共済勘定余裕金を運用する場合においては、当該運用に関する契約の相手方に対しても、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿つて連用すべきことを、経済産業省令で定めるところにより、示さなければならない。

一 事業団法第四十条第一項第二号に規定する
金銭信託

二 事業団法第四十条第三項に規定する政令で定める方法(経済産業省令で定めるものを除く。)

三 事業団法第四十条第四項の規定による方法(理事長、副理事長及び理事の義務)

第二十六条 事業団の理事長、副理事長及び理事は、小規模企業共済勘定余裕金の運用の業務について、法令に基づいてする経済産業大臣の処分、事業団が定める業務方法書その他の規則を遵守し、事業団のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(理事長、副理事長及び理事の禁止行為)

第二十七条 事業団の理事長、副理事長及び理事は、自己又は事業団以外の第三者の利益を図る目的をもつて、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 特別の利益の提供を受け、又は受けるために、小規模企業共済勘定余裕金の運用に関する契約を事業団に締結させること。

二 小規模企業共済勘定余裕金をもつて自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を事業団に取得させ、又はこれを自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようさせること。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(共済金等に係る経過措置)

第二条 共済契約のうちこの法律の施行前にこの

法律による改正前の「小規模企業共済法(以下「旧法」という。)第九条第一項各号(附則第七条の規定による改正前の「小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成七年法律第十四号)附則第五条第一項第一項の規定により解除されたものとみなされたものに係る掛金納付月数を新法第十三条の読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定については、なお従前の例による。

2 前項の共済金を分割払の方法により支給する場合の旧法第九条の三の分割共済金の額及び旧法第九条の四の現価相当額の算定については、当該分割払の請求がこの法律の施行前に行われた場合に限り、なお従前の例による。

3 共済契約のうちこの法律の施行前に旧法第七条第二項又は第三項の規定により解除されたものの及び同条第四項の規定により解除されたものとみなされたものに係る解約手当金の額の算定については、なお従前の例による。

2 前項の共済金を分割払の方法により支給する場合の旧法第九条の三の分割共済金の額及び旧法第九条の四の現価相当額の算定については、当該分割払の請求がこの法律の施行前に行われた場合に限り、なお従前の例による。

3 共済契約のうちこの法律の施行前に旧法第七条第二項又は第三項の規定により解除されたものの及び同条第四項の規定により解除されたものとみなされたものに係る解約手当金の額の算定については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に効力を生じた共済契約のうちこの法律の施行後に新法第七条第二項又は第三項の規定により解除されたもの及び同条第四項の規定により解除されたものとみなされたものに係る解約手当金の額の算定に關し必要な経過措置は、政令で定める。

3 第六条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成十年法律第百四十七号)」を削る。

(中小企業基本法の一部改正)

第六条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成十年法律第百四十七号)」を削る。

(小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表第九条第三項第一号イの一部を改正する法律(平成七年法律第四十四号)附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定に關し必要な経過措置は、政令で定める。

2 この法律の施行前に効力を生じた共済契約のうちこの法律の施行後に新法第七条第二項又は第三項の規定により解除されたもの及び同条第四項の規定により解除されたものとみなされたものに係る解約手当金の額の算定に關し必要な経過措置は、政令で定める。

3 第九条第四項 第一項第一号 び第一項第一号及 第二号

附則第五条第一項の表第十三条第一項前段の項中「改正法」を「小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成七年法律第十四号)」に改める。

附則別表を削る。

第八条 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成十年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「から附則第八条まで」を「及び次条」に改め、同条第一号を削り、同条第二号

を同条第一号とし、同条第三号中「附則第十条」を「附則第四条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とし、同条第七号を同条第五号とし、同条第八号から第十一号までを削る。

附則第四条から第九条までを削り、附則第十条を附則第四条とし、附則第十二条を附則第五条とし、附則第十二条中「から第九条まで」を「、第三条」に改め、同条を附則第六条とする。

(中小企業総合事業団法の一部改正)

第九条 中小企業総合事業団法(平成十一年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第七項」を「第五項」に改める。

第四十条第五項及び第六項を削り、同条第七项を同条第五項とする。

第四十七条第一項第二号中「、第三十九条又は第四十条第六項」を「又は第三十九条」に改め、同項第四号中「、第四十条第五項」を削る。

第五十一条第五号中「第四十条第七項」を「第四十条第五項」に改める。

(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部改正)

第十条 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十条中「及び第十六条の三」を「第十六条の三並びに第二十五条第一項及び第三项」に改める。

附則第三十三条中「第十四条第七項」を「第十四条第七項」に改める。

附則第三十三条中「第十六条第七項」を「第十六条第七項」に改める。

百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条中「第十四条第七項」を「第十四条第五項」に改める。

「以下「事業団法」という。」を、「平成十四年法律第百四十七号」の下に「」を、「以下「機構法」とい

う。」を加え、「中小企業総合事業団法第二十一条第一項第十一号」を「事業団法第二十一条第一項第十二号」に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第六号」を「機構法第十五

五条第二項第六号」に改め、同条中小規模企業共済法第十六条の三の改正規定の次に次の改正

規定を加える。

第二十五条第一項中「事業団は、事業団法第三十二条第一項第三号」を「機構は、機構法第十八条第一項第四号」に改め、同条第三項

中「事業団は」を「機構は」に改め、同項各号を

次のように改める。

一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第四十七条第三号に規定する

方法

第三十二条第一項第二号に掲げ

る方法

三 機構法第二十五条第一項に規定する経

済産業大臣の指定する方法(経済産業省令で定めるものを除く。)

(破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部改正)

第十二条 第二十五条第一項に規定する経

済産業大臣の指定する方法(経済産業省令で定めるものを除く。)

(破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に

係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部改正)

第十三条 第二十五条第一項に規定する経

済産業大臣の指定する方法(経済産業省令で定めるものを除く。)

(破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に

係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部改正)

第十四条 第二十五条第一項に規定する経

済産業大臣の指定する方法(経済産業省令で定めるものを除く。)

(破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に

係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部改正)

第十五条 第二十五条第一項に規定する経

済産業大臣の指定する方法(経済産業省令で定めるものを除く。)

(破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に

係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部改正)

近藤 剛君
佐藤 泰三君
斎藤 十郎君
清水嘉与子君
山東 昭子君
斎藤 孝雄君
田浦 直君
世耕 弘成君
陣内 孝雄君
清水 達雄君
清水達雄君
佐藤 泰三君
斎藤 泰三君
吉田 勝嗣君
竹山 裕君
田村 公平君
武見 敬三君
段本 幸男君
常田 享詳君
中川 義雄君
中島 真人君
西田 吉宏君
野上 浩太郎君
中原 爽君
野間 起君
橋本 聖子君
林 芳正君
福島啓史郎君
真鍋 賢二君
松谷倉一郎君
松村 龍二君
三浦 一水君
森田 秀樹君
宮崎 秀樹君
山崎 次夫君
山崎 力君
山下 英利君
山本 次夫君
吉村剛太郎君

佐々木知子君
佐藤 泰三君
斎藤 泰三君
清水嘉与子君
山東 昭子君
斎藤 孝雄君
田浦 直君
世耕 弘成君
陣内 孝雄君
清水 達雄君
佐藤 泰三君
斎藤 泰三君
吉田 勝嗣君
竹山 裕君
田村 公平君
武見 敬三君
段本 幸男君
常田 享詳君
中川 義雄君
中島 真人君
西田 吉宏君
野上 浩太郎君
中原 爽君
野間 起君
橋本 聖子君
林 芳正君
福島啓史郎君
真鍋 賢二君
松谷倉一郎君
松村 龍二君
三浦 一水君
森田 秀樹君
宮崎 秀樹君
山崎 次夫君
山崎 力君
山下 英利君
山本 次夫君
吉村剛太郎君

業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第四十条第七項」を「第四十条第五項」に改める。

官 報 (号 外)

平成十五年五月二十八日

參議院會議錄第一二十七号

投票者氏名

反対者氏名

草川 昭三君	沢 たまき君	高野 博師君
鶴岡 洋君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
松 あきら君	山口那津男君	山本 香苗君
渡辺 孝男君	田名部匡省君	高橋紀世子君
平野 貞夫君	広野ただじ君	森 ゆうこ君
大渕 緹子君	椎名 素夫君	西川きよし君

木庭健太郎君
白浜 一良君
浜田卓一郎君
日笠 勝之君
福本 潤一君
森本 晃司君
山下 栄一君
山本 保君
大江 康弘君
田村 秀昭君
西岡 武夫君
平野 達男君
松岡滿壽男君
黒岩 秀央君
渡辺 宇洋君
中村 敦夫君
本岡 昭次君

法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
一三三三名

阿南 愛知 一成君
入澤 有馬 治郎君
泉 岩城 朗人君
信也君 肇君
光弘君 光英君
汎美君秀久君
大仁田 厚君
太田 豊秋君
加納 加治屋義人君
時男君
景山俊太郎君
片山虎之助君
龜井 郁夫君
木村 仁君
北岡 秀二君
沓掛 哲男君
小林 顯雄君
佐々木知子君
鴻池 祥肇君
佐藤 温君
佐藤 泰三君
斎藤 昭子君
山東 十朗君
清水 達雄君

阿部	青木	有村	市川	一朗君
正俊君	幹雄君	治子君	岩井	國臣君
			岩永	公成君
			小野	浩美君
			大島	清子君
			大野つや子君	慶久君
			岡田	広君
			加藤	紀文君
			狩野	安君
			柏村	武昭君
			河本	英典君
			金田	勝年君
			久世	宏二君
			国井	公堯君
			近藤	正幸君
			佐藤	小斎平敏文君
			斎藤	滋宣君
			後藤	博子君
			桜井	嘉与子君
椎名	清水	新君	剛君	一保君

鈴木	関谷	田中	武見	段本	常田	中島	中川	中島	田村耕太郎君	勝嗣君	直紀君
政二君						真人君	義雄君	真人君			
						幸男君	享詳君	幸男君			
						爽君	吉宏君	爽君			
						野上浩太郎君	西田	野上浩太郎君			
						赴君	吉宏君	赴君			
						林芳正君	橋本聖子君	林芳正君			
						福島啓史郎君	真鍋賢二君	福島啓史郎君			
						松村龍二君	森田次夫君	松谷蒼一郎君			
						三浦一水君	宮崎秀樹君	松村龍二君			
						山崎裕君	山崎力君	三浦一水君			
						英利君	英利君	山崎裕君			
						山下太君	山下太君	山崎裕君			
						吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君			
						昭君	俊弘君	昭君			
						海野	脇雅史君	海野			
						今泉	孟紀君	今泉			

浜四津敏子君	高野 洋君	鶴岡 博師君	日笠 胜之君	浜田 皇二郎君	草川 昭三君	澤 たまき君	河野 博師君	浜四津敏子君	小川 大塚	大塚 耕平君	勝木 健司君	川橋 幸子君	北澤 俊美君	佐藤 泰介君	佐藤 元君	小林 小川	小川 勝也君	勝也君	福本 潤君	森本 晃司君	山下 栄一君	山本 保君	井上 哲士君	池田 幹君	岩佐 恵美君	大沢 香苗君	松 あきら君	山口那津男君	
正議決	反対者氏名	○名	正議決	正議決	正議決	正議決	正議決	正議決	正議決	正議決	正議決	正議決	正議決	正議決	正議決	正議決	正議決	正議決											
日程第三 下請代金支払遅延等防止法の一部を改定する法律案(内閣提出)委員長報告のとおり修了	木庭 健太郎君	白浜 一良君	統 祐君	浜田 皇二郎君	木庭 健太郎君	風間 裕一郎君	藁科 満治君	魚住裕一郎君	和田ひろ子君	山根 隆治君	峰崎 稔君	柳田 孝治君	松井 利和君	福山 哲郎君	中島 章夫君	羽田雄一郎君	内藤 泰弘君	辻 正光君	千葉 景子君	谷 博之君	高嶋 良充君	櫻井 雄平君	佐藤 泰介君	佐藤 元君	木俣 佳丈君	岡崎トミ子君	神本美恵子君		
賛成者氏名	阿南 一成君	愛知 朗人君	有馬 信也君	泉 信也君	松 あきら君	山本 香苗君	市川 美代君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	市田 香苗君	渡辺 孝男君	井上 美代君																	
田村 世耕直君	田浦 弘成君	田東 孝雄君	陣内 達雄君	清水 清水君	斎藤 昭子君	佐藤 泰三君	佐々木知子君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君			
田村耕太郎君	田中 直紀君	田中 関谷政二君	田中 鈴木政二君	椎名 清嘉与子君	桜井 清嘉与子君	齊藤 鈴木政二君	佐藤 清嘉与子君	近藤 清嘉与子君	後藤 清嘉与子君	小林 清嘉与子君	吉田 清嘉与子君	岸 久世	岸 宏一君																
竹山 裕君	谷川 秀善君	月原 茂皓君	鶴保 康介君	中島 啓雄君	中曾根弘文君	仲道 俊哉君	西銘順志郎君	西銘順志郎君	野沢 太三君	南野知恵子君	日出 英輔君	保坂 三藏君	舛添 要一君	日出 英輔君															
常田 享詳君	中川 義雄君	中原 真人君	西田 吉宏君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君										
武見 敬三君	段本 幸男君	常田 享詳君	中川 義雄君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君										
武見 敬三君	段本 幸男君	常田 享詳君	中川 義雄君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君									
武見 敬三君	段本 幸男君	常田 享詳君	中川 義雄君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君								
武見 敬三君	段本 幸男君	常田 享詳君	中川 義雄君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君	中島 真人君							

官 報 (号 外)

平成十五年五月二十八日

參議院會議錄第二十七號

投票者氏名

平成十五年五月二十八日

參議院會議錄第二十七号 投票者氏名

鈴木	高橋	谷林	正昭君	千秋君	寛君
ジル	マルティ	角田	義一君	直嶋	正行君
長谷川	清君	信田	邦雄君	長谷川	清君
大河内	和中和歌子君	藤井	俊男君	大河内	和中和歌子君
小池	良一君	本田	良一君	内藤	正光君

高嶋	谷	高嶋	良充君	千葉	景子君
辻	内藤	辻	泰弘君	中島	章夫君
羽田	平田	羽田	哲郎君	島袋	宗康君
雄一郎	健二君	雄一郎	利和君	岩本	莊太君
一郎君	健二君	一郎君	孝治君	西岡	武夫君

大門	美紀史君	大門	美紀史君	富権	練三君
林	君枝君	林	君枝君	宮本	岳志君
吉岡	吉典君	吉岡	吉典君	吉川	春子君
岩本	莊太君	岩本	莊太君	高橋	紀世子君
島袋	宗康君	島袋	宗康君	田名部	匡省君

太田	豊秋君	太田	豊秋君	太田	豊秋君
豊秋君	加治屋義人君	時男君	加治屋義人君	豊秋君	加治屋義人君
吉川	春子君	岳志君	岳志君	吉川	春子君
高橋	紀世子君	高橋	紀世子君	高橋	練三君
大江	康弘君	康弘君	康弘君	大江	康弘君

片山虎之助君	片山虎之助君	亀井	郁夫君	亀井	郁夫君
木村	哲郎君	木村	郁夫君	木村	郁夫君
北岡	秀二君	北岡	秀二君	北岡	秀二君
秀昭君	秀昭君	秀昭君	秀昭君	秀昭君	秀昭君
渡辺	達男君	渡辺	達男君	渡辺	達男君

松岡滿壽男君	松岡滿壽男君	大田	達男君	大田	達男君
福島	瑞穂君	福島	瑞穂君	福島	瑞穂君
柳田	直樹君	柳田	直樹君	柳田	直樹君
峰崎	和田ひろ子君	峰崎	和田ひろ子君	峰崎	和田ひろ子君
山根	隆治君	山根	隆治君	山根	隆治君

平野	達男君	平野	達男君	平野	達男君
大田	昌秀君	大田	昌秀君	大田	昌秀君
渡辺	秀央君	渡辺	秀央君	渡辺	秀央君
福島	瑞穂君	福島	瑞穂君	福島	瑞穂君
柳田	直樹君	柳田	直樹君	柳田	直樹君

西岡	武夫君	西岡	武夫君	西岡	武夫君
武夫君	高橋	武夫君	高橋	高橋	高橋
高橋	紀世子君	高橋	紀世子君	高橋	紀世子君
平野	貞夫君	平野	貞夫君	平野	貞夫君
森	ゆうこ君	森	ゆうこ君	森	ゆうこ君

森	ゆうこ君	森	ゆうこ君	森	ゆうこ君
大脇	雅子君	大脇	雅子君	大脇	雅子君
田	英夫君	田	英夫君	田	英夫君
又市	征治君	又市	征治君	又市	征治君
中村	敦夫君	中村	敦夫君	中村	敦夫君

大脇	雅子君	大脇	雅子君	大脇	雅子君
田	英夫君	田	英夫君	田	英夫君
又市	征治君	又市	征治君	又市	征治君
中村	敦夫君	中村	敦夫君	中村	敦夫君
木岡	昭次君	木岡	昭次君	木岡	昭次君

○名	○名	○名	○名	○名	○名
----	----	----	----	----	----

日程第五 小規模企業共済法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

反対者氏名

賛成者氏名

二二二名

太田	豊秋君	太田	豊秋君	太田	豊秋君
豊秋君	加治屋義人君	時男君	加治屋義人君	豊秋君	加治屋義人君
吉川	春子君	岳志君	岳志君	吉川	春子君
高橋	紀世子君	高橋	紀世子君	高橋	練三君
大江	康弘君	康弘君	康弘君	大江	康弘君

岡田	紀文君	岡田	紀文君	岡田	廣君
河本	英典君	河本	英典君	河本	英典君
久世	公堯君	久世	公堯君	久世	公堯君
岸	宏一君	岸	宏一君	岸	宏一君
国井	正幸君	国井	正幸君	国井	正幸君

福島啓史郎君	真鍋賢二君	福島啓史郎君	真鍋賢二君	福島啓史郎君	真鍋賢二君
松谷蒼一郎君	松村龍二君	松谷蒼一郎君	松村龍二君	松谷蒼一郎君	松村龍二君
森山裕君	森田次夫君	森山裕君	森田次夫君	森山裕君	森田次夫君
宮崎秀樹君	宮下善彦君	宮崎秀樹君	宮下善彦君	宮崎秀樹君	宮下善彦君
森下力君	森内俊夫君	森下力君	森内俊夫君	森下力君	森内俊夫君

保坂要一君	舛添三藏君	保坂要一君	舛添三藏君	保坂要一君	舛添三藏君
岩夫君	岩夫君	岩夫君	岩夫君	岩夫君	岩夫君
政司君	政司君	政司君	政司君	政司君	政司君
溝手博之君	溝手博之君	溝手博之君	溝手博之君	溝手博之君	溝手博之君
吉田恒雄君	吉田恒雄君	吉田恒雄君	吉田恒雄君	吉田恒雄君	吉田恒雄君

羽田雄一郎君	長谷川 清君
平田 健二君	廣中和歌子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
堀 利和君	池田 幹幸君
松井 孝治君	市田 忠義君
峰崎 直樹君	田中 緒方
柳田 稔君	冨田 靖夫君
山根 隆治君	円 より子君
和田ひろ子君	篠瀬 進君
薬科満治君	大沢 辰美君
魚住裕一郎君	小池 晃君
風間 親君	大門実紀史君
木庭健太郎君	西山登紀子君
白浜 一良君	八田ひろ子君
統 訓弘君	高野 博師君
浜田卓二郎君	鶴岡 洋君
日笠 勝之君	浜四津敏子君
福本 潤一君	山口那津男君
森本 晃司君	山下栄一君
山本 香苗君	山本 保君
山本 康弘君	大江 康弘君
田名部匡省君	高橋紀世子君
平野 貞夫君	西岡 武夫君
松岡満壽男君	森 達男君
渡辺 秀央君	森 ゆうこ君
大田 昌秀君	大脇 雅子君
福島 瑞穂君	田 英夫君
大渕 素夫君	又市 征治君
椎名 中村	黒岩 敦夫君
西川きよし君	本岡 昭次君

反対者氏名

一九名

契約事務の透明性、公正性の向上について

防衛庁における総合評価落札方式について

は、会計検査院の検査結果をも踏まえ、入札参加企業から提出された提案書のうち一部を原本として封印し、また、提案された購入経費、維持経費等について落札者がどのように拘束されるかに関して、入札希望会社の共通認識を高めるための質問会等を入札説明会に加えて設定するとともに、提案内容を確實に履行する旨及び履行されない場合の損害賠償の責を負う旨の確認書等を求めるなどの改善を行うこととしたところである。

今後とも、事務手続きの適正化について一層努力するとともに、総合評価落札方式を採用する場合には、これらの改善方策も含め、入札及び契約事務の透明性、公正性をより一層高めるよう対処してまいる所存である。

郵政官署における不適正経理の再発防止について

郵政官署に支給される渡切費については、平成十三年度をもって廃止し、平成十四年度に厳正かつ透明性の高い会計手続を新たに導入し、この会計手続を適正に行い、不適正経理の再発防止に努めてきたところである。

また、平成十五年四月に発足した日本郵政公社においても、この会計手続が踏襲されており、今後とも適正な経理を行うよう指導・監督に努めてまいる所存である。

4 核燃料サイクル開発機構における不適正経理の再発防止について

核燃料サイクル開発機構における不適正経理については、その再発を防止し、経理の適正化を図るため、予算執行について、一般会計と特別会計間、出資金部門と補助金部門間の経理区分を明確化するとともに、外部監査制度の導入等、予算執行のチェック機能強化のための体制整備等を図ったところである。

また、定員管理・人員管理について、認可給与単価と実態給与単価の差及び認可人員と実員の差を解消するなどとともに、固定資産税等の過大納付についても改善を図ったところである。

今後とも、同機構の経理の適正化を図るよう、指導を徹底し再発防止に万全を期す所存である。

平成十一年度及び平成十二年度決算に関する参議院の議決について講じた措置がある。

政府は、從来から、決算に関する国会の審議議決、会計検査院の指摘等にかんがみ、国費の効率的使用、事務・事業の運営の適正化、不当経理の発生の防止等について特に留意してきたところであります。

平成十一年度及び平成十二年度決算に関する参議院の議決について講じた措置は、次のとおりである。

- 1 防衛庁における総合評価落札方式の入札及び
- 2 平成十一年度及び平成十二年度決算に関する参議院の議決について講じた措置
- 3 外務省におけるいわゆる「ブール金」問題の再発防止について
- 4 外務省におけるいわゆる「ブール金」問題の再発防止については、職員に対する会計研修の徹

元化など契約事務実施体制の改善、監察査察官に現職検事を任用した上で、本省各部局及び在外公館に対する集中的かつ広範囲にわたる監察及び査察の実施、職員の声を直接受け付ける監察意見提出窓口の設置といった所要の措置を講じたところである。

今後とも、綱紀肅正に努めるとともに、これらの措置の着実な実施により公金の適正かつ厳正な執行の徹底を図り、不適正な行為の再発防止及び国民の信頼回復に努めてまいる所存である。

5 健康保険及び厚生年金保険の適用の適正化について

健康保険及び厚生年金保険の適用について

は、毎年度の社会保険事業計画において重点事項として積極的に推進を図ることとしており、具体的には、適用事業所に対する実地調査等を通じて、被保険者資格の適正な把握に努めているところである。

また、短時間就労者の適用漏れが多いと指摘があることから、地方社会保険事務局等に対し、短時間就労者が多いと見込まれる業種に関する適用事業所については、平成十五年度から重点的な調査に取り組むよう、会議等を通じて指導したところである。

今後とも、事業主説明会等を通じて、被保険者資格取得届等の適正な届出に関する指導・啓発や制度の周知徹底を図るとともに、社会保険事務所が実施する適用事業所に対する重点的な調査により、適用の適正化に努めてまいる所存である。

6 雇用保険三事業の適正な実施について
雇用保険三事業については、対象労働者に対する聞き取り調査の強化による審査の厳格化、一定額以上の支給申請事業所及び支給済み事業所に対する実地調査の充実、厚生労働省及び助成金支給機関において十分な検討を行った上で支給要領の作成及び適切な制度設計、不正受給を行った事業所に対する罰則の強化等を行うことにより、その適正な実施を図っているところである。

また、都道府県及び雇用・能力開発機構に対しては、支給審査の厳格化の徹底、不正受給等の防止策の強化を図るよう指導したところである。

今後とも、雇用保険三事業の適正な実施に万

全を期してまいる所存である。

7 BSE(牛海綿状脳症)問題の対応と国民の食の安全に対する信頼回復について

BSEの感染源の究明については、専門家の協力を得ながら取り組んでいるところであり、

BSEの検査体制等については、「牛海綿状脳症対策特別措置法」に基づく死亡牛検査体制の整備等、その充実を図ってきたところである。

また、適切な行政対応と予算の執行を行つことにより、畜産農家の経営の安定に努めてまいる所存である。

さらに、食料・食品の安全確保に万全を図るために、リスク管理部門を産業振興部門から分離して、食品分野における消費者行政とリスク管理を一体的に担う「消費・安全局(仮称)」を設ける等行政の体制整備や、「食品安全基本法」を踏まえた関係法令の整備等の施策を推進し、国民の食の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいる所存である。

8 電気事業者の原子力発電所問題の再発防止について

電気事業者の原子力発電所問題の再発防止に

ついては、電気事業者への立入検査や報告徵収等により事実関係を徹底的に調査した上で、自

主点検記録の不正につき、原子力事業者十六社

に対し自主点検記録の総点検を指示するととも

平成十五年三月二十四日

参議院議長 倉田 寛之殿 井上 美代

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年三月二十四日

参議院議長 倉田 寛之殿 井上 美代

また、設備の健全性評価の導入などを内容とした、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」の一部改正が行われたところである。

さらに、「独立行政法人原子力安全基盤機構法」が制定され、原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行う独立行政法人原子力安全基盤機構が平成十五年十月に設立されることとなり、また、国による検査について実効性向上策の実施等を進めるとともに、検査官を増員するなど検査体制の強化を図ったところである。

今後とも、原子力安全行政に対する国民の信頼回復を目指し、不正問題の再発防止に努めてまいる所存である。

石綿(アスベスト)ばく露による健康被害への対策に関する質問主意書

減少せず、多くの労働者が石綿ばく露の危険にさらされてきた。

一九九五年ようやく、発がん性が特に強いとされる茶石綿(アモサイト)と青石綿(クロシドライト)の製造・輸入・使用等が禁止され、同時に高濃度の石綿にさらされるおそれがある作業について呼吸用保護具及び作業衣・保護衣の着用が義務付けられた。しかし、白石綿(クリソタイル)の使用は禁止されず、また、茶石綿・青石綿を使用した建築材・断熱材等の製品回収は行われなかつた。

石綿は全体量の九割以上が建材及び建築資材に使用されている。建築基準法では「不燃材料」として国土交通大臣(旧建設大臣)が建材を指定しており、この一つとして「石綿スレート」が指定されている。「石綿スレート」は安価で耐火性に優れていことから大量に使用されてきた。建築物に防火・耐火性が求められることは当然だが、代替製品の開発をメーカー任せにし、石綿建材の大規模な普及を野放しにしてきた政府の責任は重大である。

現在、建設関係の労働者・事業者の多くが、建築物の解体・改修等の作業時に石綿ばく露の危険の下に置かれている。石綿建材の使用が分かつていても、石綿を飛散させない防護策には多大な経費が必要となるため、公的施設以外は、石綿建材でも非石綿として扱っている」と指摘されるほど、石綿ばく露対策は遅れている。

建材以外の製品では、石綿全体量の一割足らずではあるが、広範囲に使用されているため、有害性を知らないままに、石綿ばく露の危険にさらされている労働者が多数存在する。

石綿は吸入から疾病の発症まで潜伏期間が長く、今後、重篤な疾患に見舞われる危険性は相当数の労働者、退職者にあると言わざるを得ない。昨年の日本産業衛生学会での研究発表(「わが国におけるアスベスト被害の将来予測」)では、今後四十年間で石綿を要因とする中皮腫による死亡者は十万人を超えると指摘されている。

不幸にして肺がん・中皮腫を発症し筆舌に尽くし難い苦しみの中で絶命した被害者、その遺族は、石綿ばく露防止策、危険性の周知徹底、医療機関への情報提供等々が余りに立ち遅れていることを痛切に訴え、被害を事実上放置してきた政府の責任を厳しく追及している。

危険性を認識しながら、その使用を長期にわたって認めてきた政府は、石綿ばく露による健康被害の実態を究明し、早急に対策を講じる責務があると考え、以下質問する。

官 報 (号 外)

一、石綿使用の全面禁止措置について
これまで政府は、石綿使用建材等は「石綿が飛散しないから安全」「代替が困難等を理由として、事実上石綿使用製品の普及を野放しにしてきた。しかし、製品が劣化した場合、解体した場合に石綿が飛散する危険性は容易に推測されるものであり、国民を健康被害から守る立場に立つならば、「全面禁止」の方針を明らかにし、積極的に危険性の周知等を行るべきであると考える。

昨年十二月、厚生労働省は「石綿の代替化等検討委員会」を設置し、石綿の製造・使用等の全面禁止について検討を開始している。公表されている資料によれば、現在、石綿使用量の九

割以上を占める建材は、メーカー側からほとんどすべてにわたり「代替可能」との回答が寄せられており、無石綿建材の製造も進んでいることが分かる。

1　建材を始め代替可能な製品については、石綿使用全面禁止措置を即刻講ずるべきではないか。

2　その際、全面禁止の施行猶予期間を置かなければならぬこと、また、石綿使用製品のこれ以上の普及を抑えるため既製品の流通を規制すべきと考えるがいかがか。

3　建材以外の製品についても、「全面禁止」の方針を明らかにした上で、期限を区切って代替品への移行を促進すべきと考えるがいかがか。

4　石綿使用製品の普及は非常に広範囲にわたる。建設関係等、労働者が扱うだけではなく接着剤など家庭用製品にも使用される。中には石綿使用かどうかが表示上は分からぬものもあると指摘されている。政府の責任で、石綿使用製品の情報を一元化し製品名から石綿使用の有無が分かる措置を講ずることともに、国民に石綿の有害性と取扱い上の注意点等を周知徹底すべきと考えるがいかがか。

三、業務上の石綿ばく露に関する労災認定の現状について
業務上の石綿ばく露の実態を究明する上で、石綿を要因とする労災認定の現状を広く国民に知らせ、注意喚起することが必要と考える。過去五年において、肺がん・中皮腫、石綿肺の疾病との認定件数を明らかにされたい。

二、今後の石綿ばく露防止施策について
現行法制上は、労働安全衛生法や特定化学物質等障害予防規則(以下「特化則」という。)により、建築物の解体作業を行う場合に石綿使用の状況の調査・記録、また石綿含有率一%以上の

ばく露を防止する十分な措置を講ずることが、事業主に義務付けられている。

しかし、建築関係者等からは、事業主への周知徹底の不十分さ、石綿飛散防止策に必要な経費の問題などから、飛散防止策が採られない場合が多くあると指摘されている。特に建築物について、改修・解体等を行う際に石綿飛散防止措置を講することは急務である。

1　そのため、少なくとも公共施設については、石綿含有率一%以上の建材の使用状況について全国的な調査を行うべきではないか。方針を明らかにした上で、期限を区切って代替品への移行を促進すべきと考えるがいかかではないか。

2　一般建築物の改修・解体について、石綿飛散防止策に必要な経費への補助制度を設けるなど、石綿飛散防止施策を早急に検討すべきではないか。

3　建築物の解体作業に従事する建設労働者、一人親方に、石綿の有害性と飛散防止策を周知する研修、石綿建材取扱いマニュアルの普及、飛散防止策の技能講習等を行なうべきと考えるがいかがか。

五、健康管理手帳の交付について
石綿は吸入から発症までの潜伏期間が長く、健康管理への特別な対策が求められる。一九七八年に示された労働省労働基準監督局(当時)「基発第五八四号」(石綿に係る労災認定基準では、中皮腫症の潜伏期間は「概ね二十年ないし三十年のものが多い」、肺ガンの潜伏期間は「概ね十年ないし二十年のものが多い」とし、「退職後に発生することも少なくないので十分留意すること」としている。

特化則では、石綿を製造若しくは取り扱う業務に従事する労働者に対して、①六ヶ月以内ごとに一回の健康診断(特殊健診)を行うこと、②労働基準監督署に健康診断結果報告書を提出すること、を事業主に義務付けている。これは、石綿ばく露の危険性がある業務全体を対象とするものである。

疾病の早期発見はもとより、石綿ばく露の危険性を周知徹底し十分な防護策を探る上でも、特化則に基づく健康診断が実施は重要である。過去に石綿に起因する労災認定がなされた事業所については、特化則に基づく健康診断が行われているかどうか、労働基準監督署が主体的に調査を行うことも必要と考える。

厚生労働省によれば、二〇〇一年に労働基準監督署に特殊健診実施の報告があった事業場数は二二五五か所、受診労働者数は二万一一八四人となっている。これは、広範囲にわたる石綿使用状況から見て、実態を反映した数とは思えないものであるが、政府の認識と今後の対策の必要性について見解を示されたい。

退職者への対策として、一九九八年より、石綿を扱う作業に従事した労働者で、肺に胸膜肥厚や石綿による不整形陰影が認められる場合、本人が都道府県労働局長に申請することにより健康管理手帳が交付され、六ヶ月に一回無償で健康診断を受けることができるようになった。

1 都道府県別に、健康管理手帳の交付状況、手帳保持者の健康診断受診率を明らかにされたい。

2 労働者が石綿ばく露による疾病として労災認定された事業所であっても、同時に作業に従事していた退職者に対して、健康管理手帳に関する周知徹底がなされていない現状がある。健康診断の際に医療機関を通じて健康管理手帳についての情報を提供する等、労働者及び退職者に直接的な周知徹底を図り、必要な対象者にもれなく交付がなされるよう施策を講ずるべきと考えるがいかが。

3 現在、手帳保持者が無償で健康診断を受診できる医療機関は、各都道府県に「一二」か所程度とされている。また診断内容の不十分さも指摘されている。受診可能な病院を増やすべきである。また診断内容の不十分さも指摘されている。受診可能な病院を増やすべきである。また診断内容の不十分さも指摘されている。受診可能な病院を増やすべきである。

六、労災認定の在り方について

業務上の石綿ばく露により不幸にして疾病を発生した場合に、石綿職歴の確認や石綿所見の診断の難しさから労災認定が遅れ、死亡後の病理剖によって初めて職業上の石綿ばく露と認められる事例が少なくない。肺がん・中皮腫等、病状が急速に進む重篤な病気に罹患した労

働者が、十分な治療を受けるためには、速やかな労災認定が求められる。

厚生労働省は、昨年十月「石綿ばく露労働者に発生した疾病的認定基準に関する検討会」(以下「検討会」という)を設置し、本年六月を目途に報告書をまとめる方向であると承知している。この検討会において、石綿被害者や関係者の意見を十分に反映すべきである。

労災認定にかかる問題として、以下の点について見解を示されたい。

1 石綿使用の状況と比して、石綿ばく露を理由とする労災認定件数は余りに少ない。その理由の一つとして、医療機関での診断の不十分さ、各労働基準監督署の対応の不十分さを指摘する声もある。政府は、医療機関に対して、石綿ばく露の危険性がある職業の詳細な情報提供、石綿関連所見についての研修及び詳細な情報提供等、適切な診断がなされるよう対策を講ずるべきではないか。同様に労働基準監督署及び労働局の職員に対しても研修等を行うべきと考えるがいかが。

2 業務箇所が多数に及ぶ建設労働者は、石綿ばく露の作業場を特定することが極めて困難である。こうした指摘を踏まえ、建設労働者の石綿ばく露歴の確認の在り方、労災認定の基準について見解を示されたい。

3 建設労働者について、一定期間建設作業に従事したことが確認でき、職業上の石綿所見が認められる場合には、石綿ばく露作業を特定できても、肺がん・中皮腫・石綿肺を労災と認定すべきではないか。

4 昨年十一月、石綿対策全国連絡会議が検討会に要請書を提出している。この中で、認定基準の見直しについて詳細な要請がなされている。この文書は、検討会に資料として配布されているが、資料という扱いにとどめず、要請内容の検討を行い、その内容を公開すべきと考えるがいかがか。

5 石綿ばく露による健康被害の実態を究明するために、長期間建設労働に従事した者、石綿ばく露作業に従事した者についての疾患調査等を行い、疾病的種類を含め、労災認定基準の検討を続けるべきと考えるがいかがか。

七、個人経営の建設事業者への救済措置について、石綿ばく露の危険性がある職業の詳細な情報提供、石綿関連所見についての研修及び建設関係の石綿ばく露は、一人親方などの建設事業主にとっても重大な問題である。建設事業主をしなければ収入の道が絶たれる個人事業者は、たとえ石綿の危険性を知っていても、また健康上の問題が発生していても、石綿ばく露が生じ得る解体作業等をしなければ生活できないという立場にある。

石綿建材は、個人事業主に使用・非使用を選択することはできず、先に述べた建築基準法に基づく建材指定の状況から見ても、言わば使用者を余儀なくされたものであり、公的責任で健康管理、疾病への救済措置が行われるべきと考える。個人事業主の労災認定については、特別加入していれば適用の余地はあるが、救済措置として余りに不十分である。

八、労災認定の在り方について

御指摘の「石綿の代替化等検討委員会」において、非石綿製品への代替化が困難な石綿製品の範囲の絞り込み等を行ってきたところ、平成十五年三月に取りまとめた報告書において、石綿含有建材である押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング及び石綿セメント円筒並びに石綿含有非建材である断熱材用接着剤並びにブレーキ及びクラッチに使用する摩擦材(以下「押出成形セメント板等」という)については、代替化

等、公的責任で救済措置を講ずるべきと考えるがいかがか。

同じく労災の対象外となる、石綿ばく露作業従事者の家族についても救済措置が求められる。労働者の衣服や身体に付着した石綿が原因で、その家族が中皮腫を発症した事例もある。二次的ばく露による健康被害への救済措置について検討すべきと考えるがいかがか。

右質問する。

平成十五年五月二十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 福田 康夫

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員井上美代君提出石綿(アスベスト)ばく露による健康被害への対策に関する質問に

対し、別紙答弁書を送付する。

が可能であると考えられるが、石綿含有非建材である耐熱・電気絶縁板及びジョインメントシート・シール材については、代替化が可能なものと困難なものがあると考えられるところ、現時点できそれらを明確に特定することは困難であるとされたところである。

政府においては、当該報告書を踏まえ、押出成形セメント板等の製造、輸入、譲渡、提供及び使用を禁止する方向で、所要の作業を進めているところであり、世界貿易機関事務局に対しても、同年五月に、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)附属書一Aの貿易の技術的障害に関する協定に基づき、禁止措置について他の加盟国に対する通報を依頼したところである。なお、禁止措置の実施時期については、周知等に必要な期間も考慮し、今後検討してまいりたい。

一の4について
石綿はその優れた耐久性等から幅広い製品に使用されているが、石綿含有建材に関しては、石綿がセメント等で固定されており、切断等を行わない限り人体への影響はないとして認識している。また、断熱材用接着剤等の石綿含有非建材は、事業者向けの製品であると認識している。

事業者向けの石綿含有製品の情報提供に関する法律(昭和四十七年法律第五十七号)第五十七条の規定に基づき「製品安全データシート」等による情報提供が行われているとともに、建材に

関しては個々の建材に石綿含有建材であることを示す「a」マークが付されている。

このように消費者が石綿そのものに触れる可

能性が少ないと及ぼし石綿含有製品を業務として使用する者に対しては情報提供が行われることから、石綿含有製品の情報提供に関し、御指摘のような措置を講ずる必要はないと考え

ている。

二の1について
事業者は、建築物の解体等の作業を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、特定化学物質等障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第三十八条の十の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物について、

石綿の使用の状況等を調査し、その結果を記録することが義務付けられているため、御指摘のような調査を行うことは考えていない。

二の2及び3について

事業者は、石綿が使用されている建築物の解体等の作業を行う場合には、特定化学物質等障害予防規則の規定により、石綿を湿潤な状態にすること等により石綿による労働者の健康障害を防止すること及び特定化学物質等作業主任者の技能講習を修了した者たちから、特定化学物質等作業主任者を選任し、その者に、作業方法の決定、労働者の指揮等を行わることが義務付けられている。厚生労働省においては、事業者等に対して建築物の解体又は改修工事における石綿粉じんへのばく露防止のためのマニュアルを配布することにより、その周知を図つてまいりたい。

三について
労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づき、業務上、石綿にばく露したことにより肺がん又は中皮腫を発症したとなされた保険給付の請求に対して、平成九年度から平成十三年度までの間に、保険給付の支給を決定した件数は、別表一のとおりである。石綿にばく露したことにより石綿肺を発症したと

のホームページにおいても石綿の有害性、取扱い上の注意等に関する情報の提供が行われているところである。

また、吹付け石綿が使用されている一定規模以上の建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事を施行する者は、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の規定により、大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)に定める作業基準を遵守することが義務付けられている。環境省においては、事業者等に対して建築物の解体等に伴う石綿飛散防止対策のための手引き及びパンフレットを配布するとともに、これらを環境省のホームページに掲載することにより、その周知を図っているところである。吹付け石綿以外の石綿含有建材については、大気汚染防止法の規制の対象となっていないが、現在その製造、使用実態等に係る調査を行っており、今後、当該建材に係る大気の汚染の防止対策の必要性を検討することとしている。

以上のような規制の徹底と石綿に関する情報の周知等を行うことにより、石綿の飛散防止を図つてまいりたい。

四について
特定化学物質等障害予防規則に基づく石綿に係る特殊健康診断の受診対象者は、石綿を製造し、又は取り扱う業務(以下「石綿の製造業務等」という)に常時従事する労働者であり、石綿成形品のはり付け等石綿の発じんのおそれの業務に従事する労働者は含まれないことをされている。

また、特殊健康診断の適正な実施を含む特定化学物質等障害予防規則の関係規定の遵守については、従来からその徹底を図ってきたところ

してなされた保険給付の請求に対しても、この間に、保険給付の支給を決定した件数については、区分して調査し、集計しておらず、また、新たに区分して調査し、集計することは作業が膨大なものとなるため、お答えすることは困難である。

また、平成十一年度から平成十三年度までの間に、保険給付の支給を決定したものについて、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)別表第一に規定する事業の種類ごとに集計した件数については、業務上疾病に係る補償状況を把握するための資料(以下「基礎資料」という。)を基に集計したところ、別表一のとおりである。平成九年度及び平成十年度の当該件数については、基礎資料を既に廃棄しており、労働基準監督署にて調査し、集計することは作業が膨大なものとなるため、お答えすることは困難である。

であるが、今後とも引き続き監督指導等を通じ、特殊健康診断の実施の徹底等による健康障害防止措置の確保を図つてまいりたい。

五の1について

平成十三年における石綿の製造業務等に従事していた者に係る都道府県ごとの健康管理手帳所持者数及び健康管理手帳所持者の健康診断の受診率は、別表三のとおりである。

五の2について

厚生労働省においては、「石綿の製造業務等に係る健康管理手帳制度についてのパンフレットを作成し、事業者等を通じて関係労働者及び退職者への周知に努めてきたところである。

また、事業者は、労働安全衛生法の規定により、当該制度等について労働者に周知することが義務付けられていることから、その遵守について、従来から徹底を図ってきたところであるが、今後とも引き続き監督指導等を通じ、その徹底を図つてまいりたい。

五の3について

健康管理手帳所持者が健康診断を受診できる医療機関については、当該健康管理手帳所持者の住所、利用できる交通機関等を考慮し、必要な数を確保しているところである。

また、健康管理手帳所持者に対する健康診断については、エックス線直接撮影装置、エックス線特殊撮影装置等、当該健康診断の実施に必要な設備が整備されており、かつ、専門的知識及び経験を有する医師等が確保されている医療機関のうちから、優れた診断機能を有している医療機関に委託しているところであり、当該医

療機関において適切に実施されていると考えている。

六の1について

都道府県労働局の職員及び労働基準監督署の職員に対しては、「石綿ばく露したとしてなされた保険給付の請求に対して、「石綿ばく露作業従事労働者に発生した疾病の業務上の認定について」(昭和五十三年十月二十三日付け基発

第五百八十四号労働省労働基準局長通達。以下「認定基準」という。)に基づき、保険給付の支給又は不支給の決定を行うよう指示しているところであり、医療機関に対しては、認定基準の周知を図っているところである。また、心膜中皮腫等、認定基準に認定要件が示されていない疾患であって、業務上、「石綿ばく露したことにより発症すると考えられるものについての取扱いを検討するため、御指摘の「石綿ばく露労働者に発生した疾病的認定基準に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催しているところ

であり、この検討結果を踏まえた認定基準の見直しを行うとともに、その周知を図る予定である。

六の2及び3について

労働者災害補償保険法に基づき、「石綿ばく露したとしてなされた保険給付の請求に対しては、当該請求に係る労働者の症状が認定基準に示す医学的所見に合致しているか否かに加えて、従事していた事業場、作業の内容、「石綿ばく露の状況、保護具の使用状況、当該労働者の健康状態等を調査することによって、業務上の事由による疾病か否かを判断することが適當である」としてなされた保険給付の請求に対する

都道府県労働局の職員及び労働基準監督署の職員に対しては、「石綿ばく露したとしてなされた保険給付の請求に対して、「石綿ばく露作業従事労働者に発生した疾病的業務上の認定について」(昭和五十三年十月二十三日付け基発

第五百八十四号労働省労働基準局長通達。以下「認定基準」という。)に基づき、保険給付の支給又は不支給の決定を行うよう指示しているところであり、医療機関に対しては、認定基準の周知を図っているところである。また、心膜中皮腫等、認定基準に認定要件が示されていない疾患であって、業務上、「石綿ばく露したことにより発症すると考えられるものについての取扱いを検討するため、御指摘の「石綿ばく露労働者に発生した疾病的認定基準に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催しているところ

であり、この検討結果を踏まえた認定基準の見直しを行うとともに、その周知を図る予定である。

六の4について

平成十四年十二月三日付けで厚生労働省に対して提出された御指摘の要請書に記載されている事項のうち、検討会の検討事項に含まれている事項については、検討を行っているところである。また、検討会の検討結果については、公表することとしている。

また、「石綿により汚染した作業衣等は二次発じんの原因となることから、このような作業衣等はそれ以外の衣服等から隔離して保管し、かつ、作業衣等に付着した石綿の粉じんが発散しないよう洗濯により除去するとともに、事業場からの持ち出しを行わないよう指導しているところである。

六の5について

したがって、御指摘のように更なる救済措置を講ずることとは考えていない。

七について

建設の事業を行ういわゆる一人親方は、労働者災害補償保険法第三十五条に基づき一人親方の団体の申請により同法の適用を受けることができ、当該一人親方が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合には、療養補償給付、休業補償給付等の保険給付が行われるなど一定の救済措置がなされており、その周知に努めているところである。

別表一

年 度	支 給 決 定 件 数	
	肺 が ん	中 皮 腫
平成9年度	12	10
平成10年度	23	19
平成11年度	17	25
平成12年度	17	35
平成13年度	21	33

官 報 (号 外)

平成十五年五月二十八日 参議院会議録第二十七号 質問主意書及び答弁書

別表二

疾病名	事業の種類	支給決定件数		
		平成11年度	平成12年度	平成13年度
肺がん	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	2	2	5
	既設建築物設備工事業	0	0	1
	機械装置の組立て又は据付けの事業	0	1	0
	その他の建設事業	0	0	1
	木材又は木製品製造業	1	0	0
	化学工業	1	0	0
	コンクリート製造業	0	1	0
	その他の窯業又は土石製品製造業	5	3	6
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	0	0	1
	金属材料品製造業(鉄物業を除く。)	0	1	0
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	1	3	0
	船舶製造又は修理業	3	2	4
	その他の製造業	1	0	0
	その他の各種事業	3	4	3
皮膚	合計	17	17	21
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	6	1	5
	既設建築物設備工事業	0	1	0
	機械装置の組立て又は据付けの事業	0	2	0
	その他の建設事業	0	2	0
	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	0	0	1
	繊維工業又は繊維製品製造業	1	0	0
	化学工業	0	0	1
	ガラス又はセメント製造業	2	0	0
	その他の窯業又は土石製品製造業	2	6	3
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	1	2	0
	金属材料品製造業(鉄物業を除く。)	1	0	0
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	1	4	0
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	0	1	0
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	2	1	4
	船舶製造又は修理業	3	9	6
	その他の製造業	1	0	3
	交通運輸事業	0	0	1
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	0	0	1
	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1	0	0
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	0	0	1
	その他の各種事業	4	6	7
	合計	25	35	33

注)集計した結果、件数が0であった事業の種類については省略している。

別表三

	健康管理手帳所持者数	受診率 (%)
北海道	7	36
青森	0	—
岩手	0	—
宮城	1	50
秋田	0	—
山形	1	100
福島	1	100
茨城	0	—
栃木	1	50
群馬	0	—
埼玉	20	73
千葉	2	50
東京	2	75
神奈川	125	66
新潟	4	38
富山	0	—
石川	0	—
福井	0	—
山梨	0	—
長野	7	71
岐阜	4	88
静岡	23	65
愛知	2	25
三重	2	50
滋賀	6	42
京都	0	—
大阪	33	95
兵庫	53	81
奈良	30	58
和歌山	5	60
鳥取	1	100
島根	0	—
岡山	14	71
広島	13	96
山口	4	25
徳島	5	20
香川	18	61
愛媛	0	—
高知	0	—
福岡	7	71
佐賀	1	50
長崎	3	50
熊本	0	—
大分	2	50
宮崎	0	—
鹿児島	1	0
沖縄	1	0
計	399	69

(注) 受診率については、石綿等の製造業務等に係る健康管理手帳所持者が1年に2回健康診断を受診することができるところから、分母を健康管理手帳所持者数の倍数とし、分子を健康診断受診者の延べ数として算定している。

CSS放送に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年四月七日

参議院議長 倉田 寛之殿
平野 貞夫

(号)外官報

CSS放送に関する質問主意書
CSS放送は、一〇〇社を超える委託放送事業者のうち、その大半は赤字であり、もうかっているのは「ボルノ」だけという誠に慘憺たる状態になっている。このままでは、委託放送事業者の多くが、債務の累積によって事業を休止あるいは廃止に追い込まれ、遠からず我が国においてCSS放送を行うことができなくなるおそれすら予想される。そのようなことになれば、今日のような高度に発展した情報化社会において、迅速に良質な情報を伝達する有力な手段を失うこととなり、国家国民にとって大きな損失である。

CSS放送が事業として成り立たなくなっている原因の一つは、通信衛星を運行しているジェイサット株式会社の委託放送料金が高額過ぎることと、CSS放送を行う上で株式会社スカイパーエクト・コミュニケーションズがその優越的地位を濫用して、委託放送事業者に不利な取引条件を押し付けていることにあると考えられる。

そこで、CSS放送事業を健全に発展させることによつて、真に国家国民の利益に資するため、この業界の現状を把握し、何をどのように改革しなければならないかを明らかにする必要がある。

このような立場から、次の点について質問する。

一 CSS放送事業者の過去五年間のCSS放送事業の収支がどのようになっているか明らかにされたい。

二 ジェイサット株式会社の過去五年間の収支がどのようになっているか明らかにされたい。

三 総務大臣は、CSS放送事業者の大半が赤字であることの原因をどのように考へているか明らかにされたい。

四 CSS放送事業者の大半が赤字で、ジェイサット株式会社が大幅な黒字を出している現状を改善する必要があると考へるがいかがか。

五 総務大臣は、ジェイサット株式会社に対し、現状を改善するための一つの方策として、委託放送料金を引き下げるよう指導する考へはないか明らかにされたい。

六 総務大臣は、CSS放送において、株式会社スカイパーエクト・コミュニケーションズがどのような役割を果たしていると認識しているか、その認識を明らかにされたい。

七 総務大臣は、委託放送事業者と株式会社スカイパーエクト・コミュニケーションズとの間

の送信契約の内容がどのようなものであると認識しているか明らかにされたい。

八 総務大臣は、委託放送事業者が株式会社スカイパーエクト・コミュニケーションズに対しても、送信料としてどれくらいの支払を行つてゐると認識しているか、その認識を明らかにされたい。

九 平成一三年一二月一日から始まつた「ベーシック・パック」に参加していける委託放送事業者が届け出た放送料金の全額を事業者」と明らかにされたい。

十 その料金がどのようにして決定されたか総務大臣の認識を明らかにされたい。

十一 総務大臣は、「ベーシック・パック」に参加している委託放送事業者間の放送料金の分配の妥当性についてどのように認識しているか明らかにされたい。

十二 総務大臣は、株式会社スカイパーエクト・コミュニケーションズがCSS放送における優越的地位に基づいて、委託放送事業者間の「ベーシック・パック」の放送料金の分配を取り仕切つたという事実についてどのように認識しているか明らかにされたい。

十三 平成一三年一月三日、株式会社スカイ

パーエクト・コミュニケーションズが自分の持つている番組宣伝用の二〇四チャンネルを使い、「国会チャンネル」と称して、国会中継を

行つてはいるが、これは放送法第五十二条の一七第一項及び第五十六条の二第八号に違反するものと

考へるがいかがか。

十四 株式会社スカイパーエクト・コミュニケーションズやジェイサット株式会社が、委託放送事業者である株式会社ジー・ネットに対し

委託放送事業者の廃業届を出し、番組制作にならよう要求した事実があるが、このような行為について総務大臣としてどう考へるか明らかにされたい。

十五 平成一三年一月二〇日、株式会社スカイパーエクト・コミュニケーションズが、「国会TV」の委託放送事業者として放送料金の届出を行つてはいるが、他の委託放送事業者の放送を自分の放送として届け出ることは放送法上許されるのかどうか総務大臣の見解を明らかにされたい。

十六 平成一三年一月一日以降、株式会社スカイパーエクト・コミュニケーションズが株式会社ジー・ネットの了解を得ないで「鍵開け」して、視聴者に対して「国会TV」を視聴させてい

るが、このようことは放送法上違法ではないのかどうか総務大臣の見解を明らかにされたい。

十七 総務大臣としては、CSS放送における株式会社スカイパーエクト・コミュニケーションズの独占的地位にかんがみて、プラットホーム

事業者として放送法上位置付け、委託放送事業者との契約内容や料金を届出させる必要があると考えるがいかがか。

右質問する。

平成十五年五月二十三日

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣 福田 康夫

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員平野貞夫君提出CS放送に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

民間企業の経営に関する事項であり、答弁を差し控えたい。
五について

民間企業の商取引に関する事項であり、御指摘のような指導を行うことは、現状においては考えていない。

六について

株式会社スカイパーエクト・コミュニケー

ションズは、CS放送事業者に対して、視聴料金徴収等の顧客管理の業務、放送番組の情報等

を符号化して送出する業務、視聴者を獲得する

ための広告宣伝等の業務等の役務を提供してい

ることと承知している。

七及び八について

株式会社スカイパーエクト・コミュニケー

ションズは、CS放送事業者との間で、お尋ね

の「送信業務」として、放送番組の情報をデジタル

符号化して送出する業務、制御情報等を送出

する業務等の役務提供を内容とする契約を締結していると承知している。

この役務の料金については、使用する衛星、

契約期間及び役務の利用開始時期によって異なるが、人工衛星JCSAT-3を使用し、十年

小傾向にある。また、収支が黒字であるCS放送事業者の数も別表第三のとおり増加ってきており、平成十三年度においては、四割のCS放送事業者が黒字となっている。

四について

民間企業の経営に関する事項であり、答弁を差し控えたい。

五について

民間企業の商取引に関する事項であり、御指

摘要のような指導を行うことは、現状においては

考えていない。

六について

株式会社スカイパーエクト・コミュニケー

ションズは、CS放送事業者に対して、視聴料

金徴収等の顧客管理の業務、放送番組の情報等

を符号化して送出する業務、視聴者を獲得する

ための広告宣伝等の業務等の役務を提供してい

ることと承知している。

七及び八について

株式会社スカイパーエクト・コミュニケー

ションズは、CS放送事業者との間で、お尋ね

の「送信業務」として、放送番組の情報をデジタル

符号化して送出する業務、制御情報等を送出

する業務等の役務提供を内容とする契約を締結

していると承知している。

この役務の料金については、使用する衛星、

契約期間及び役務の利用開始時期によって異なるが、人工衛星JCSAT-3を使用し、十年

契約で平成八年九月二十九日までにCS放送を開始した場合、平成十五年四月末現在、一チャネル当たり、月額百十五万円であると承知している。

九について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、放送法(昭和二十五年法律第百三十一号)第五十

二条の四第三項の規定により届け出られた役務

の料金の変更届出書には、いわゆる番組パッ

ケージ全体としての料金は記載されているが、番組パッケージ全体の料金から個々のCS放送

事業者が得る分配額については記載されてい

い。

十について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、番組パッケージの料金及び個々のCS放送事業

者が得る分配額については、これに参加するCS放送事業者が決定するものと承知している。

十一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、番組パッケージの料金及び個々のCS放送事業

者が得る分配額については、これに参加するCS放送事業者が決定するものと承知している。

十二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、番組パッケージの料金及び個々のCS放送事業

者が得る分配額については、これに参加するCS放送事業者が決定するものと承知している。

十三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、番組パッケージの料金及び個々のCS放送事業

者が得る分配額については、これに参加するCS放送事業者が決定するものと承知している。

十四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、放送法第五十二条の十七第一項及び第五十六条

の二第八号に違反するものではないと考えられ

る。

十五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、放送法第五十二条の十七第一項及び第五十六条

の二第八号に違反するものではないと考えられ

た当該番組紹介用のチャンネルに係る委託放送業務の委託放送事項の範囲にないとは言えず、放送法第五十二条の十七第一項及び第五十六条

の二第八号に違反するものではないと考えられ

る。

十六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、放送法第五十二条の十七第一項及び第五十六条

の二第八号に違反するものではないと考えられ

る。

十七について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、放送法第五十二条の十七第一項及び第五十六条

の二第八号に違反するものではないと考えられ

る。

十八について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、放送法第五十二条の十七第一項及び第五十六条

の二第八号に違反するものではないと考えられ

る。

十九について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、放送法第五十二条の十七第一項及び第五十六条

の二第八号に違反するものではないと考えられ

る。

二十について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、放送法第五十二条の十七第一項及び第五十六条

の二第八号に違反するものではないと考えられ

る。

二十一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、放送法第五十二条の十七第一項及び第五十六条

の二第八号に違反するものではないと考えられ

る。

二十二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、放送法第五十二条の十七第一項及び第五十六条

の二第八号に違反するものではないと考えられ

る。

別表第一

	營業収益	營業費用	当期損失
平成九年度	一八七億円	四二九億円	二四六億円
平成十年度	六〇四億円	一、〇〇九億円	四二四億円
平成十一年度	九六一億円	一、四三〇億円	五〇一億円
平成十二年度	一、一五四億円	一、四〇〇億円	二四六億円
平成十三年度	一、四二五億円	一、五七二億円	一七八億円

(注) 総務省(旧郵政省)において、毎年、CS放送事業者に対する行っている調査に回答のあつたものの合計

別表第二

	營業収益	營業費用	当期利益
平成九年度	一二〇億円	一七三億円	三〇億円
平成十年度	一四四億円	一七五億円	四〇億円
平成十一年度	一七〇億円	一九〇億円	三一億円
平成十二年度	二八二億円	二六六億円	五〇億円
平成十三年度	三九一億円	二七二億円	五七億円

別表第三

事業者数 (注)	事業者数 (注)		上記のうち黒字事業者数	事業者数に占める黒字事業者数の割合
	事業者数	上記のうち黒字事業者数		
平成九年度	六六	一〇〇	一〇	一〇%
平成十年度	九六	一五	一五	一五・一%
平成十一年度	九三	一五	一五	一五・一%
平成十二年度	一〇〇	三二	三二	三四・四%
平成十三年度	一〇〇	四〇	四〇	四〇・〇%

(注) 事業者数は、総務省(旧郵政省)において毎年行っている調査に回答のあつたCS放送事業者の数

港湾岸壁施設用地裏埋工事資材に関する質問

主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年四月十日

福島 瑞穂

参議院議長 倉田 寛之殿

を明らかにされたい。

二 政府は、港湾施設の技術上の基準について、

県や市町村に対し、通達若しくは指導要綱等をもって指導しているか、明らかにされたい。

三 政府は港湾施設の裏込め材の設計基準値についてどのように定めているか、明らかにされた

ればならないと考える。

平成十五年五月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

港湾岸壁施設用地裏埋工事資材に関する質問主意書

昨今、公共工事の在り方が厳しく問われている。特に、当該公共工事の必要性、費用対効果、入札の在り方、使用資材の品質規格、工事施工過程における安全性の確保等が適正に執行されているかどうかが、常に納税者の立場で検証されなければならないと考える。

一方、公共工事の発注者たる公共団体と受注業者の関係、受注業者に資材を提供する関連業者との関係も、より透明性を高めることが求められている。とりわけ、使用する資材の選定に当たっては、国の指導する品質基準を守って施行することが強く求められている。港湾岸壁工事は、その安全性が極めて重要であり、そのことを踏まえるならば、使用される資材の品質や規格についても特段の考慮をすべきである。

よって、以下質問する。

一 政府は、港湾施設の技術上の基準を定めているか。基準を定めているのであれば、その内容

九 飽和状態単位体積重量一・〇トン／立方メー

トルに満たない材料は、内部摩擦角度三十度以下の内部摩擦角度の低い材料であるという相関

関係が存在するのか、明らかにされたい。

右質問する。

平成十五年五月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

港湾岸壁施設用地裏埋工事資材に関する質問主意書

れとも内部摩擦角度が小さく比重の大きいものが良いのか、明らかにされたい。

五 港湾施設埋立工事における構造物(ケイソン)の埋込め材は、単位体積重量が重いのが良いか、政府の見解を明らかにされたい。

六 裏込め材の設計基準値における単位体積残留水位上、単位体積残留水位下とは、それぞれいかなる学説上の意味であるか明らかにされたい。

一について

港湾の施設の技術上の基準については、港湾

法(昭和二十五年法律第二百八十八号)第五十六条の二の二に基づき、港湾の施設の技術上の基準を定める省令(昭和四十九年運輸省令第三十号。以下「省令」という。)及び港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示(平成十一年運輸省告示第百八十一号。以下「告示」という。)を定めている。

八 政府の発注する港湾工事において、裏込め材、裏埋め資材に関し、飽和状態単位体積重量

二・〇トン／立方メートル、内部摩擦角度三十度、空中单位体積重量一・八トン／立方メートルの土質定数を規格とするという定めがある

ついて述べたとおり、官報を通して省令及び

港湾の施設の技術上の基準については、一について

告示により周知を行っており、御指摘のよう

通り又は指導要綱による指導は行っていない。

なお、運輸省港湾局技術課長から関係者に対し、省令及び告示の内容を分かりやすく解説す

るものとして、運輸省港湾局が監修し、社団法人日本港湾協会が出版している「港湾の施設の技術上の基準・同解説」(以下「基準・同解説」という。)を参照するよう連絡している。

三について

お尋ねの裏込め材とは港湾構造物において護

岸や岸壁等を構築する壁体の背面に充填される

材料のことを指すものと考えられるところ、省

令及び告示において、裏込め材の設計基準値は設けられていない。ただし、一般に裏込め材と

して用いられる砂利及び割石に関して、告示

において、港湾の施設の自重の算出に用いる単

位体積重量として、別表に掲げる数値を標準と

して示している。なお、ここでは事前調査等によつて単位体積重量が特定できる場合にあって

はこの限りでないこととしている。

また、基準・同解説においては、裏込め材は

内部摩擦角及び単位体積重量等の材料特性を考

慮して選定することとし、一般に裏込め材には

割石、切込み砂利、玉石、鉄鋼スラグ等が用いら

れること及び一般に用いられている裏込め材の設計値の使用例が解説及び参考として記載されている。

四について

一般的に裏込め材につき構造物の安定性を検討する上では、内部摩擦角が大きく、比重が小さい材料を用いた方が力学的に有利に働くと考えられるが、この他にも粒径や品質及び実際に調達する際のコスト等を総合的に勘案して良否を判断すべきであると考えている。なお、港湾施設の裏込め材としては、海砂はほとんど用いられない。

五について

お尋ねの「港湾施設埋立工事における構造物(ケイソン)の埋込め海砂」とは、ケイソン(港湾構造物において護岸や岸壁を構築するために設置される鉄筋コンクリート等で製作された函型の軸体をいう。以下同じ。)の中詰め砂のことを指すものと考えられるところ、中詰め砂の単位体積重量が重い方がケイソンの横滑りに対する抵抗力は増加することとなるが、ケイソンを支持する基礎マウンド及び地盤に対してより大きな負荷がかかるため、沈下等を引き起こす可能性があり、御指摘のように単位体積重量が良い方が良いとは一概には言えない。

六について

三についてで述べたとおり、省令及び告示において裏込め材の設計基準値は設けられていない。なお、基準・同解説において空中単位体積重量という用語は、水の浮力が作用しない大気中において計測される単位体積重量を意味し、水中において浮力が作用する状態で計測される単位体積重量と区別して呼ぶ際に用いている。

七について

三についてで述べたとおり、省令及び告示において裏込め材の設計基準値は設けられていない。なお、基準・同解説において空中単位体積重量という用語は、水の浮力が作用しない大気中において計測される単位体積重量を意味し、水中において浮力が作用する状態で計測される単位体積重量と区別して呼ぶ際に用いている。

八について

政府の発注する港湾工事に係る共通仕様書等において、御指摘のような裏込め材、裏埋め資材に関し、飽和状態単位体積重量一立方メートル当たり二・〇トン、内部摩擦角三十度、空中単位体積重量一立方メートル当たり一・八トンの土質定数を規格とする定めは無い。

九について

港湾構造物に用いられる砂、石等の材料全般

留水位下とは、基準・同解説の第二編表一参

五・三・一の残留水位上単位体積重量及び残留水位下単位体積重量のことを指すものと考えられるところ、残留水位上単位体積重量とは、残

れること、海域からケイソン等によつて区切られた背後の埋立土中における水位をい

う。以下同じ)より上面で湿润状態の裏込め材の単位体積重量を指し、残留水位下単位体積重量とは、残留水位より下面で飽和状態の裏込め材の単位体積重量から海水の単位体積重量を差し引いたものを指している。

別表 材料の単位体積重量

材 料	単位体積重量(単位 キロニュートン毎立方メートル)
砂利及び割ぐり石(乾燥状態)	一六・〇
砂利及び割ぐり石(湿润状態)	一八・〇
砂利及び割ぐり石(飽和状態)	一一〇・〇

例え同じ砂を用いた場合においては、締め固

められた砂に比べて緩い状態、すなわち飽和状態単位体積重量が小さな状態にあるほど一般的には内部摩擦角は小さくなる傾向がみられる。

官 報 (号 外)

平成十五年五月二十八日 参議院会議録第二十七号

明治三十五年三月三十日
第一種郵便物認可

発行所
二東丁 独番京一 立四都〇 行政法人國立印 立四都〇 虎ノ門四五 二丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 本 部 一一五〇円)